

第2期

# 南丹市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
南丹市



## はじめに

我が国全体で急速な少子化・高齢化が進行し、地域社会や家庭を取り巻く環境が変化している中で、国は平成24年8月に保育施設等の待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」を制定する等、社会全体で子ども・子育てを支援する、支えあいの仕組みづくりを進めてきました。



そうした中で、本市においても、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざし、子ども・子育て支援の取り組みをさらに進めるため、平成26年度に「第1期 南丹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念「『のびのび なんたん』 子育てにやさしいまち」の実現に向けて、多様な子ども・子育て支援の取り組みを進めてきたところです。

その後、国においては、待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」や、「小1の壁」の打破に向けた「新・放課後子ども総合プラン」を策定するとともに、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげることを狙いとした幼児教育・保育の無償化を開始しており、子ども・子育て支援を取り巻く状況は新たな局面を迎えています。

本市においても、こうした状況を踏まえつつ、保護者の就労ニーズの増加に対応した保育の受け皿整備、近年社会問題となっている児童虐待の防止や子どもの貧困対策、仕事と子育ての両立支援など、これまでの取り組みをさらに強化し、本市で暮らすすべての子どもや子育て家庭がのびのび暮らせるまちを実現するために、本市の第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定することといたしました。

本計画の基本理念である「『のびのび なんたん』 子育てにやさしいまち」の実現に向けて、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野に携わる者が、子ども・子育て支援の重要性に関心、理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことができるよう、皆様のご理解とご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました南丹市子ども・子育て会議の委員の皆様、アンケート調査やヒアリング調査、ワークショップ等で貴重なご意見やご提言をいただきました関係機関や市民の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

南丹市長 西村 良平



## 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制と策定の経緯.....	3
<b>第2章 南丹市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題</b> .....	4
1 人口・世帯・人口動態等 .....	4
2 教育・保育サービスなどの状況.....	9
3 第1期計画の進捗評価.....	15
4 ニーズ調査の結果 .....	18
5 子どもの支援に関わる関係機関・団体のヒアリング調査の結果.....	25
6 その他意見聴取の結果 .....	28
7 各種調査等からみる主な課題等の整理 .....	31
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	32
1 子ども・子育て支援の基本理念.....	32
2 基本視点 .....	33
3 計画の基本目標.....	34
4 将来フレームと目標指標 .....	35
5 施策の体系.....	37
<b>第4章 総合的な施策の展開</b> .....	38
基本目標1 子育て・子育ちを支える仕組みづくり .....	38
基本目標2 豊かな心身を育む教育・保育の充実.....	46
基本目標3 親子の健康づくりの推進 .....	53
基本目標4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実 .....	59
基本目標5 安心して暮らせるまちづくりの推進.....	67
<b>第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制</b> .....	72
1 子ども・子育て支援制度の概要 .....	72
2 教育・保育提供区域.....	77
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容 .....	77
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	87
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....	94
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	94
<b>第6章 計画の推進</b> .....	95
1 計画の推進体制.....	95
2 進捗状況の管理.....	95
<b>資料編</b> .....	96
1 南丹市子ども・子育て会議条例 .....	96
2 南丹市子ども・子育て会議 委員名簿 .....	98
3 計画の策定経過.....	100

## ●本計画における各種表記について

### 1 「子ども」の表記について

本計画においては原則として「子ども」と表記します。

ただし、固有名詞や制度上の用語については、変更せずに表記します。

例：「こども」 ⇒ こども食堂、こども 110 番の家、認定こども園 等

「子供」 ⇒ 放課後子供教室、子供の貧困対策に関する大綱 等

### 2 「障がい」の表記について

#### (1) 人を形容する場合はかな表記

「障害」という言葉が人を形容する場合は「障がい」と表記します。

対象が人ではない場合は「障害」と表記します。

例：障害者 ⇒ 障がい者、身体障害 ⇒ 身体障がい、障害物 ⇒ 障害物 等

#### (2) 国の法令や地方公共団体の条例等、法人・団体名等、

固有名詞による表記

名称、固有名詞等は、変更せずに表記します。

例：身体障害者手帳、障害福祉サービス等

### 3 「令和元年度」の表記について

本計画においては、2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日を令和元年度と表記します。

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 国の子育て支援の動向

急速な少子化・高齢化の進行等によって地域社会や家庭を取り巻く環境が変化している中で、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

#### 「子ども・子育て支援新制度の3つの柱」

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取り組みおよび行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

その後、国においては、遅くとも令和2年度末までに待機児童を解消するため、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には、「小1の壁<sup>\*</sup>」の打破に向けて「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。また、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげることを狙いとした幼児教育・保育の無償化等を、令和元年10月に開始しています。

### (2) 計画策定の趣旨

本市においては、子ども・子育て支援の質と量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心、理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、こうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざし、子ども・子育て支援の取り組みをさらに進めるため、平成26年度に「第1期 南丹市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画に基づき、基本理念「『のびのび なんたん』 子育てにやさしいまち」の実現に向けて、多様な子ども・子育て支援の取り組みを進めてきたところですが、人口減少、少子化、核家族化等を背景とした本市の子ども・子育てを取り巻く様々な課題の解消に向けて、今後も取り組みを推進することが求められます。

国の新たな制度や方針を踏まえつつ、保護者の就労ニーズの増加に対応した保育の受け皿整備、近年社会問題となっている児童虐待の防止や子どもの貧困対策、仕事と子育ての両立支援など、これまでの取り組みをさらに強化し、本市で暮らすすべての子どもや子育て家庭がのびのび暮らせるまちを実現するために、本市の第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定します。

\* 小1の壁とは、一般に、保育所と比べ放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となること。また、子どもが小学生になると、職場の育児短時間勤務制度が適用されなくなることや、親の参加すべき学校行事が増加することなどにより、さらに負担が増えること

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的位置づけ

「第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画」(以降、本計画という)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

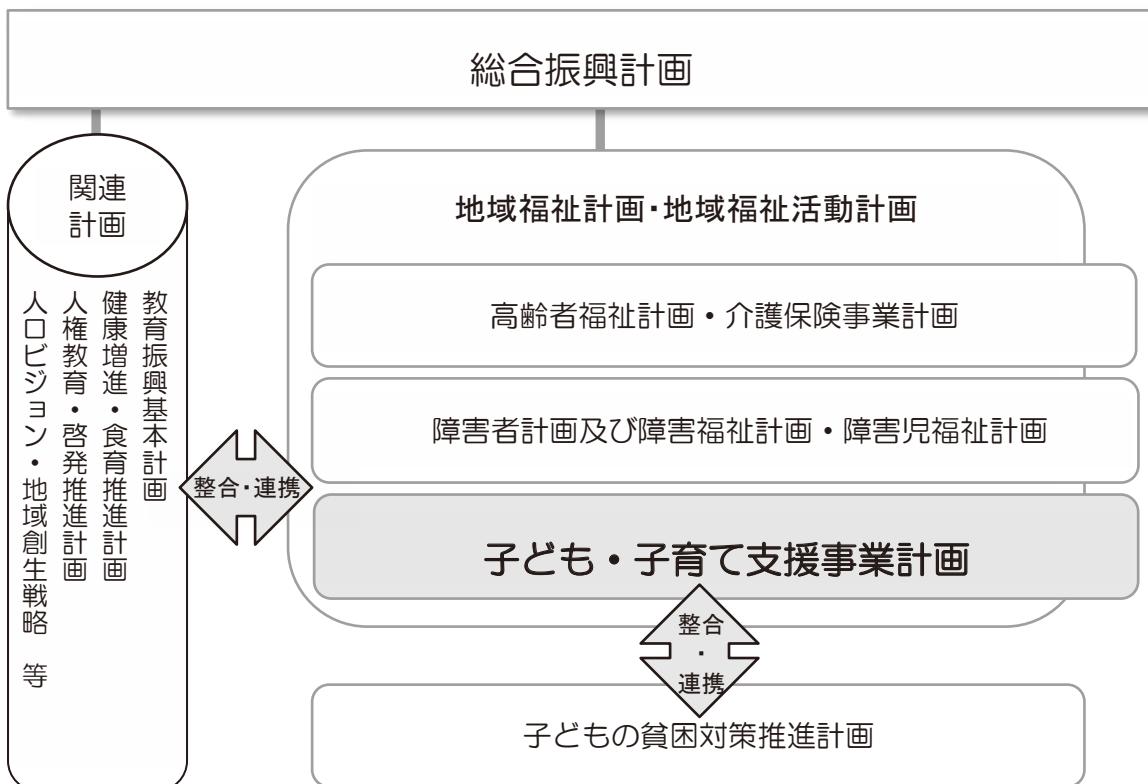
また、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえるとともに、次世代育成支援対策推進法、児童福祉法等の趣旨も踏まえるなど、制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示す計画として策定します。

### (2) 他の計画等との関係

本計画を「南丹市子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画として位置付けます。

また、その策定・推進にあたっては本市の最上位計画である総合振興計画、福祉の上位計画である地域福祉計画をはじめとした関連個別計画等との整合を図ります。

【子ども・子育て支援事業計画と他の計画等との関係】



### (3) 計画の対象

南丹市に居住するすべての子ども（0歳から18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者等を対象とします。

### 3 計画の期間

この計画の期間は令和2（2020）年度～6（2024）年度の5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。

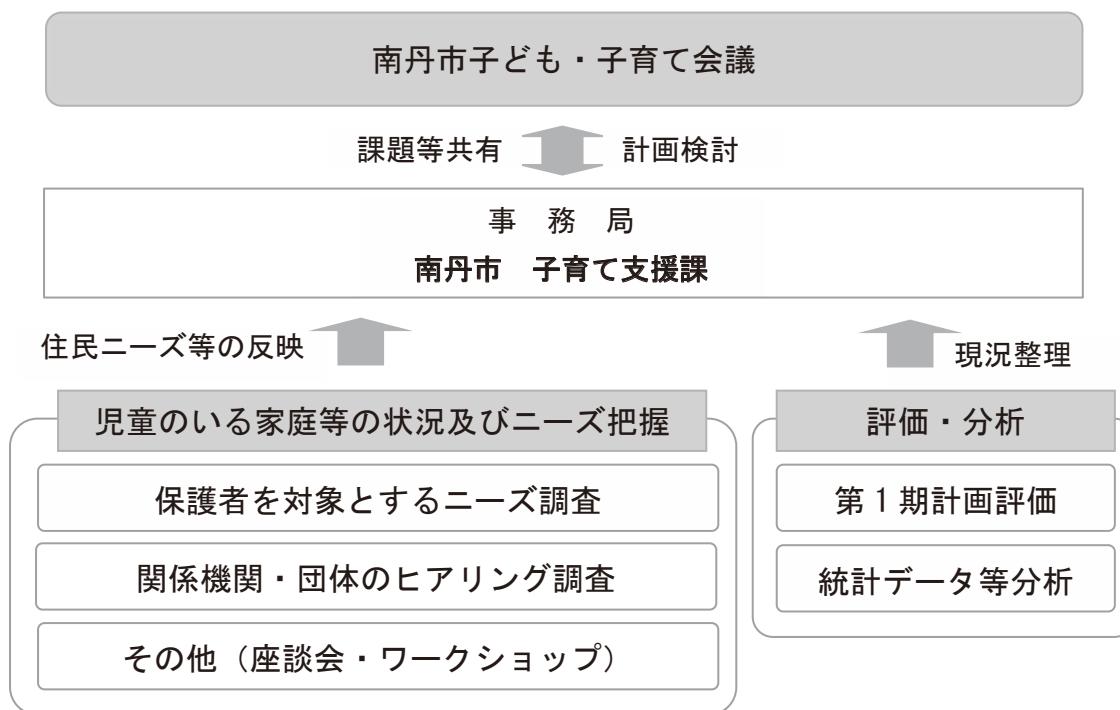


### 4 計画の策定体制と策定の経緯

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、子どもの保護者や学識経験者、教育・保育施設関係者等で構成される「南丹市子ども・子育て会議」を設置し、本計画の内容等を審議していただきながら検討・策定しました。

また、南丹市における児童のいる家庭等の状況及びニーズを把握するための基礎調査として、就学前児童と小学生の保護者を対象とするニーズ調査や、子どもの支援に関わる関係機関・団体のヒアリング調査、子育て関連施設の利用者等から、座談会・ワークショップによる意見聴取を実施しました。

#### 【計画策定体制】



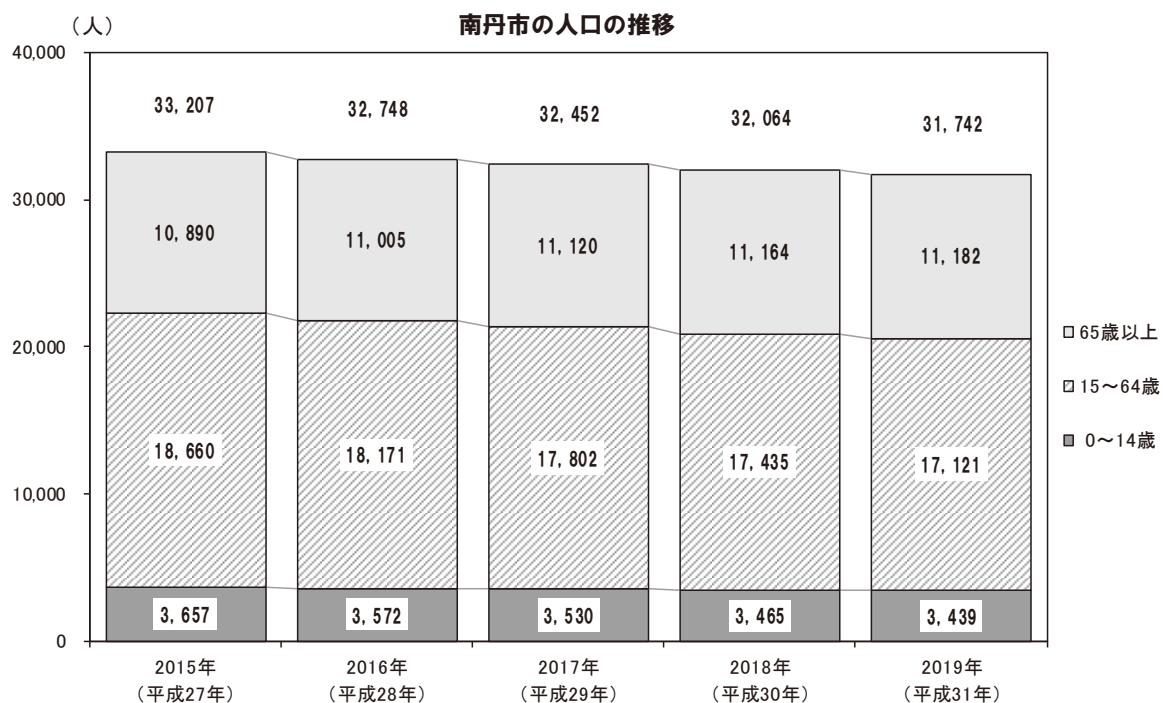
## 第2章 南丹市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 人口・世帯・人口動態等

#### (1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成27年の33,207人から、平成31年には31,742人と、4年間で1,500人程度減少しています。

また、65歳以上の老人人口の比率が平成31年には35.2%と、平成27年と比較して2.4ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。



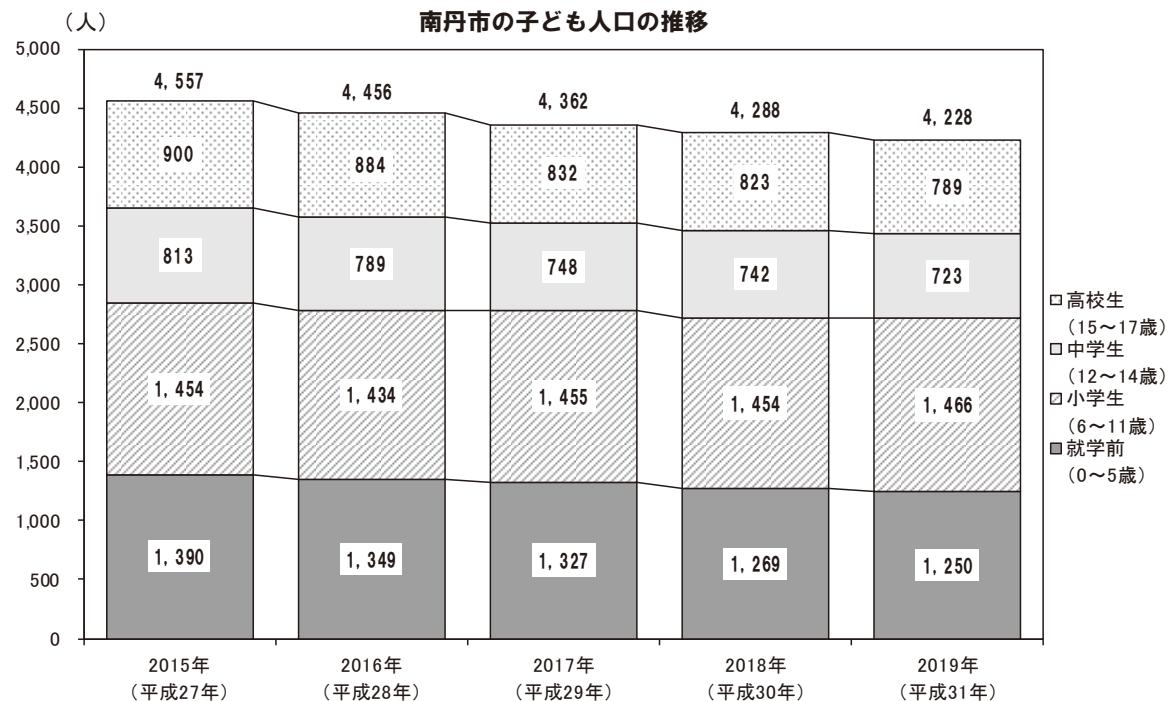
	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
総 数	33,207	32,748	32,452	32,064	31,742
0～14歳	3,657	3,572	3,530	3,465	3,439
15～64歳	18,660	18,171	17,802	17,435	17,121
65歳以上	10,890	11,005	11,120	11,164	11,182
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	11.0%	10.9%	10.9%	10.8%	10.8%
15～64歳	56.2%	55.5%	54.9%	54.4%	53.9%
65歳以上	32.8%	33.6%	34.3%	34.8%	35.2%

※住民基本台帳（各年3月末時点）

## (2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、0～5歳（就学前児童）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）は一貫して減少している一方、6～11歳（小学生）のみ増加傾向となっています。

また、18歳未満の子ども人口の市の総人口に対する比率は、平成27年の13.7%から、平成31年の13.3%と、4年間で0.4ポイント減少しています。



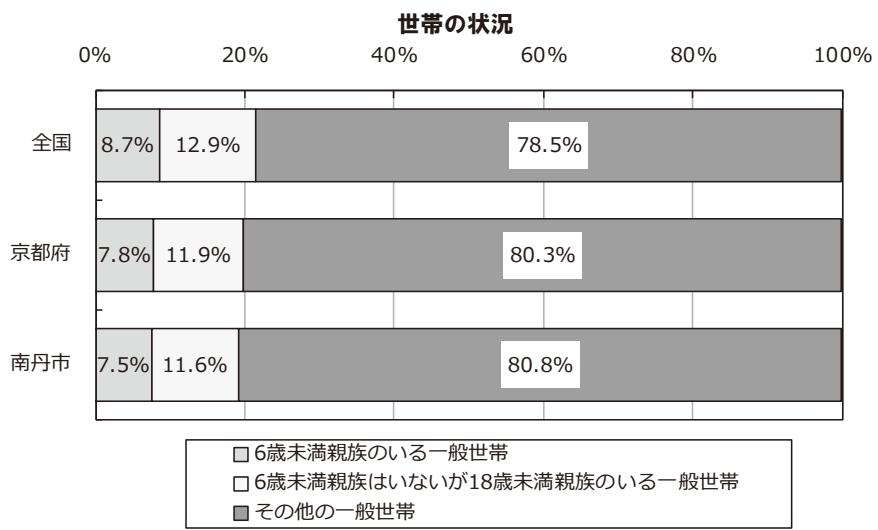
	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
子ども人口	4,557	4,456	4,362	4,288	4,228
就学前 (0~5歳)	1,390	1,349	1,327	1,269	1,250
0~2歳	668	632	618	597	585
3~5歳	722	717	709	672	665
小学生 (6~11歳)	1,454	1,434	1,455	1,454	1,466
低学年 (6~8歳)	712	711	700	732	740
高学年 (9~11歳)	742	723	755	722	726
中学生 (12~14歳)	813	789	748	742	723
高校生 (15~17歳)	900	884	832	823	789
子ども人口の対人口比	13.7%	13.6%	13.4%	13.4%	13.3%

※住民基本台帳（各年3月末時点）

### (3) 世帯構造

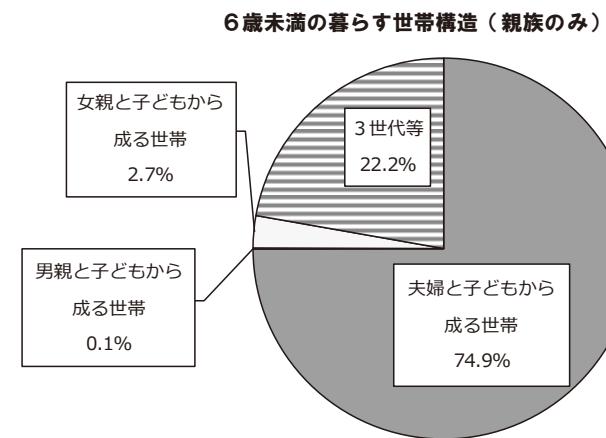
本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は7.5%、6歳未満はないが18歳未満の子どものいる一般世帯は11.6%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は19.1%となっています。

なお、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、全国が21.6%、京都府が19.7%となっており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国・京都府の水準より低いことがわかります。



※国勢調査（2015年（平成27年））

6歳未満の子ども（1,304人）のいる世帯は958世帯であり、親族のみの世帯のうち77.7%が核家族となっています。

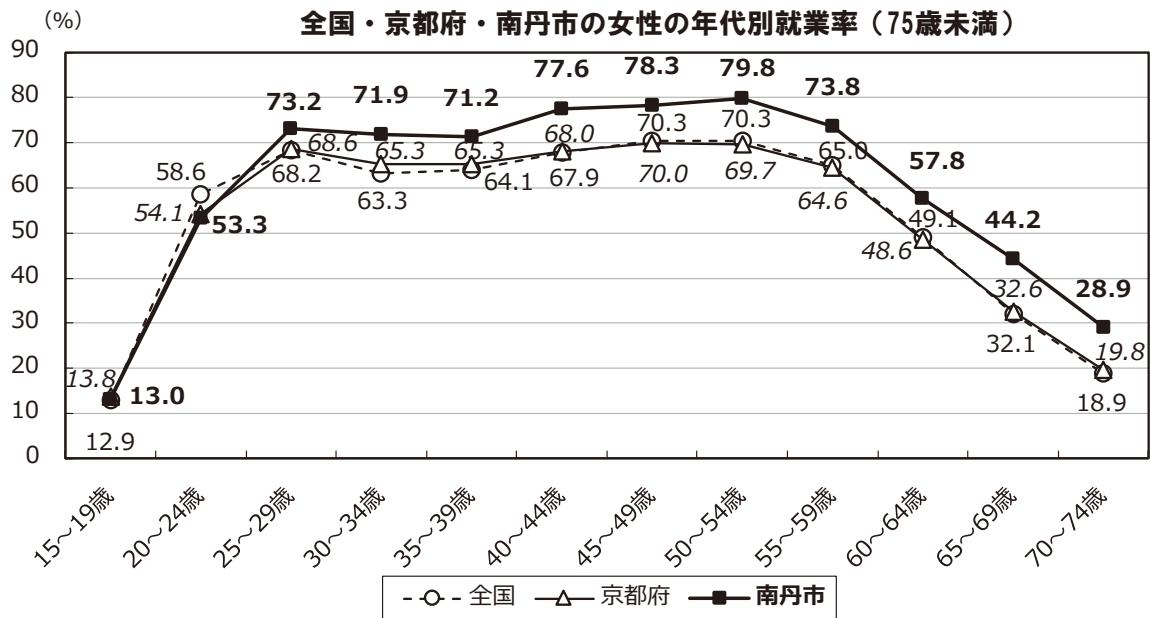


	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	12,731	31,484	1,304
6歳未満がいる世帯	958	4,238	1,304
親族のみ	954	4,214	1,297
核家族	742	2,935	1,008
夫婦と子どもから成る世帯	715	2,852	976
男親と子どもから成る世帯	1	4	1
女親と子どもから成る世帯	26	79	31
3世代等	212	1,279	289
非親族含む	4	24	7

※国勢調査（2015年（平成27年））

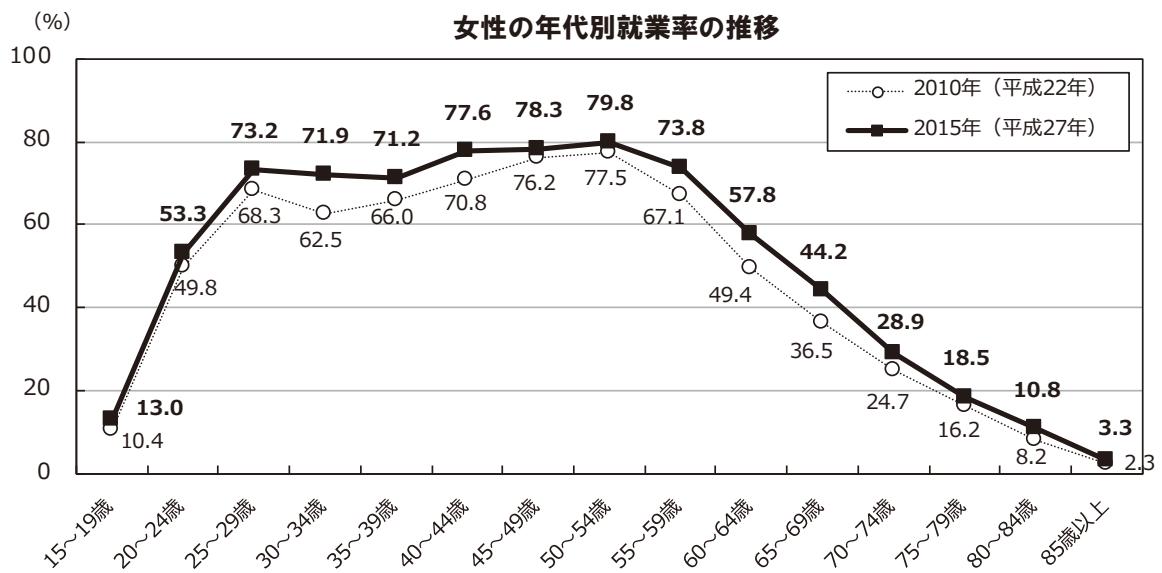
#### (4) 女性の就業状況

平成 27 年の女性の年代別の就業率は、全国・京都府と比べて 15~24 歳を除いて高い割合となっています。



※国勢調査（2015年（平成27年））

また、市内の女性の平成 27 年の就業率を、平成 22 年の就業率と比較すると、5年間ですべての世代の就業率が増加しており、とりわけ 30~34 歳の就業率が、62.5%から 71.9% と、9.4 ポイント増加しています。



※国勢調査（2010・2015年（平成22・27年））

## (5) 特別な支援が必要な子どもの状況

### ①身体障害者手帳所持者（18歳未満）

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は増減を繰り返してはいるものの、概ね横ばいで推移しています。

(単位:人)

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
1級	12	12	12	11	9
2級	0	1	1	3	3
3級	4	3	2	1	2
4級	1	1	0	2	2
5級	2	2	2	2	2
6級	0	0	0	0	0
合計	19	19	17	19	18

資料:京都府(各年度3月末現在)

身体障害者手帳とは、身体障がい者(児)の方が、障がい者福祉に係る各種サービスを受けるときに必要な手帳です。1・2級は重度、3級以下は中軽度に区分されています。

### ②療育手帳所持者（18歳未満）

18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向となっており、平成26年度の51人から、平成30年度には62人と、4年間で11人(21.6%)増加しています。

(単位:人)

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
A(重度)	16	13	11	13	15
B(中軽度)	35	40	42	41	47
合計	51	53	53	54	62

資料:京都府(各年度3月末現在)

療育手帳とは、知的障がい者(児)の方が、サービスを受けやすくするために必要な手帳です。知的障がい者と判定された方に交付され、障がいの程度によりA(重度)、B(中軽度)の区分があります。

## 2 教育・保育サービスなどの状況

### (1) 教育・保育の認定の実績

#### 【参考】教育・保育認定とは

保護者が、幼稚園や保育所、幼児学園を利用するための教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について、国が定める基準に基づいた市の認定を受ける必要があります。教育・保育認定の区分は、次の3つの区分となります。

区分	対象となる子ども		教育・保育提供施設
1号認定	3歳児から5歳児	幼児期の学校教育を希望 (保育を必要としない)	幼稚園 幼児学園(短時部)
2号認定	3歳児から5歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育所 幼児学園(長時部)
3号認定	0歳児から2歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育所 幼児学園(長時部)

#### ① 1号認定〔3歳児から5歳児で幼児期の学校教育を希望〕

1号認定の実績値については減少していますが、いずれの年度も量の見込みを実績値が上回っています。

(単位:人)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	181	176	170	165	165
実績値	216	208	190	169	168
対計画比	119.3%	118.2%	111.8%	102.4%	101.8%

(各年度4月1日時点)

#### ② 2号認定〔3歳児から5歳児で保育を必要とする〕

2号認定の実績値については、平成29年度以降減少しています。なお、過去5年間、量の見込みを実績値が下回っています。

(単位:人)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	537	524	504	491	491
実績値	436	432	456	444	422
対計画比	81.2%	82.4%	90.5%	90.4%	85.9%

(各年度4月1日時点)

#### ③ 3号認定〔0歳児から2歳児で保育を必要とする〕

3号認定の実績値については、平成30年度までは増加傾向で推移し、令和元年度は減少しています。なお、過去5年間、量の見込みを実績値が下回っています。

(単位:人)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	255	255	250	252	244
実績値	206	201	219	242	206
対計画比	80.8%	78.8%	87.6%	96.0%	84.4%

(各年度4月1日時点)

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

### 【参考】地域子ども・子育て支援事業とは

本市が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第59条に規定される次の事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけます。

事業名	事業概要	
①利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援する事業	
	類型	
	[基本型]	「利用者支援」とともに「地域連携」を実施。主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用して実施
	[特定型]	主に「利用者支援」を実施。主として行政機関の窓口を活用して実施
②延長保育事業 ③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ④子育て短期支援事業 ⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥一時預かり事業 ⑦病児保育事業 ⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	[母子保健型]	保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態。継続的な把握、支援プランの策定を実施
	②延長保育事業	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業
	③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後及び長期休暇等に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図る事業
	④子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
	⑤地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行なうことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
	⑥一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
	⑦病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業で、①病児対応型・病後児対応型 ②体調不良児対応型 ③非施設型(訪問型)の3つの類型がある。
	⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をアドバイザーが行い、会員相互で援助しあう事業

事業名	事業概要
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑩妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業
⑪養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※量の見込みなし	教育・保育施設の利用者負担額については、国が定めた上限の範囲で市が設定しますが、日用品、文房具、その他の必要な物品を実費徴収する場合も考えられます。これらの費用負担について、低所得者の負担軽減を図るため、費用を助成する事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※量の見込みなし	教育・保育施設、地域型保育事業について、民間の新規参入事業者に対して、整備・開設していく施設・事業が安定かつ継続的に運営していくよう、相談、助言を行う事業

## ①利用者支援事業

平成27年度は拠点施設1か所（ぼこぼこくらぶ）で「基本型」を開始、平成28年度に新たに1か所、拠点施設（子育てすこやかセンター）で「基本型」を開始、平成30年10月から保健医療課で「母子保健型」を開始し、「基本型」と「母子保健型」の連携により「子育て世代包括支援センター」の仕組みを整備しています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:か所)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
確保方策	2	3	3	4	4
実績値	1	2	2	3	
対計画比	50.0%	66.7%	66.7%	75.0%	

## ②延長保育事業

量の見込みよりも実績は少なくなっていますが、公立保育所運営の全体的課題として正規職員の不足があり、それを補うため、また延長保育や一時預かりといった事業を実施するための非正規職員についても不足していることが課題となっています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人/年)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	121	119	116	113	113
実績値	34	34	39	40	
対計画比	28.1%	28.6%	33.6%	35.4%	

### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学1～3年生については過去4年間、量の見込みを実績が上回っており、平成30年度から全学年の受け入れを実施したことを受け、令和元年度については、小学4～6年生についても量の見込みを実績が上回っています。

利用者増によるスペースの確保が課題となっており、既存施設の利活用をはじめ、新たな施設での開設、学校との連携・調整などが必要です。

※平成27年度の学年別の実績値は把握不可

(単位:人)

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	小学1～3年生	229	234	237	243	237
	小学4～6年生	121	122	122	120	123
	合計	350	356	359	363	360
実績値	小学1～3年生		281	306	329	342
	小学4～6年生		42	82	105	133
	合計	256	323	388	434	475
対計画比	小学1～3年生		120.1%	129.1%	135.4%	144.3%
	小学4～6年生		34.4%	67.2%	87.5%	108.1%
	合計	73.1%	90.7%	108.1%	119.6%	131.9%

### ④子育て短期支援事業

利用希望や利用の必要性はありましたが、施設の受け入れの対応が困難な状況があり、平成28年度以降は利用がない状況です。実績はありませんが、一定のニーズは見込まれます。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人/年)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	28	28	28	28	28
実績値	13	0	0	0	
対計画比	46.4%	0.0%	0.0%	0.0%	

### ⑤地域子育て支援拠点事業

過去4年間、量の見込みを実績が下回っていますが、利用回数は増加しています。今後も利用を必要とする方に情報が届くよう、PR活動を行い、参加を促進するとともに、相談支援や活動内容など質の向上を図り、子育て家庭に寄り添い支援する活動を促進する必要があります。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:回/年)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	12,228	12,216	12,024	11,880	11,772
実績値	8,332	9,243	10,386	11,401	
対計画比	68.1%	75.7%	86.4%	96.0%	

## ⑥一時預かり事業

幼稚園、保育所での一時預かりは、計画策定時における量の見込みと実績の差が大きいため、平成29年度の中間見直しで修正を実施しています。

※「幼稚園での一時預かり」の平成27～29年度の量の見込みは設定の枠組みが異なる（認定区分ごとに設定）ため、非掲載

※令和元年度の実績値は未確定

### ◆幼稚園での一時預かり

(単位:人/年)

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	公立幼稚園	-	-	-	2,000	2,000
	私立幼稚園	-	-	-	3,300	3,300
	合計	-	-	-	5,300	5,300
実績値	公立幼稚園	2,246	1,733	1,934	1,897	
	私立幼稚園	3,207	3,350	3,811	4,406	
	合計	5,453	5,083	5,745	6,303	
対計画比	公立幼稚園	-	-	-	94.9%	
	私立幼稚園	-	-	-	133.5%	
	合計	-	-	-	118.9%	

### ◆幼稚園以外の一時預かり

(単位:人/年)

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	一時保育	279	277	271	800	800
	ファミリー・サポート・センター	0	0	0	200	200
	合計	279	277	271	1,000	1,000
実績値	一時保育	842	733	815	683	
	ファミリー・サポート・センター	215	179	175	172	
	合計	1,057	912	990	855	
対計画比	一時保育	301.8%	264.6%	300.7%	85.4%	
	ファミリー・サポート・センター	-	-	-	86.0%	
	合計	378.9%	329.2%	365.3%	85.5%	

## ⑦病児保育事業

市内での「病児対応型・病後児対応型」の開設の見込みが立たない中で、京都府において開催される「病児・病後児保育事業の広域利用に係る検討会」に本市も参画し、議論を行ってきました。引き続き、京都中部総合医療センターでの開設や私立保育所での事業の実施に向け、働きかけや調整を進める必要があります。

(単位:人/年)

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み		929	915	891	873	869
実績値		未実施				
対計画比		-	-	-	-	-

## ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち、小学生の放課後の預かりとしての利用は、ほとんどみられない状況ですが、小学生の放課後の過ごし方の一つとして、サービスの周知を図り、利用を促進する必要があります。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人/年)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	0	0	0	0	0
実績値	3	0	1	0	
対計画比	-	-	-	-	

## ⑨乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みに対する実績（家庭訪問数）は下回っているものの、訪問対象家庭に対しては各年度、概ね訪問を実施している状況です。長期里帰り中の未訪問者には他市へ訪問を依頼しています。その他の未訪問者には子育て相談や乳児健康診査でフォローを行っています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:件/年)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	221	218	215	213	212
実績値	訪問対象家庭数	169	211	174	190
	家庭訪問数	169	206	164	185
	訪問率	100.0%	97.6%	94.3%	97.4%
対計画比	76.5%	94.5%	76.3%	86.9%	

## ⑩妊婦健康診査

医療機関とも連携し、適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進を図り、妊娠期の母子の健康を支援しています。対象となる妊婦の人数が減っているため、量の見込みを実績が下回っています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:回/年)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	3,094	3,052	3,010	2,982	2,968
実績値	2,527	2,476	2,187	2,354	
対計画比	81.7%	81.1%	72.7%	78.9%	

## ⑪養育支援訪問事業

計画策定時における量の見込みと実績の差が大きいため、平成29年度の中間見直しで修正を実施しており、平成30年度については量の見込みを実績が下回っています。

※令和元年度の実績値は未確定

(単位:人/年)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
量の見込み	15	15	15	74	74
実績値	45	51	37	48	
対計画比	300.0%	340.0%	246.7%	64.9%	

### 3 第1期計画の進捗評価

#### (1) 評価の方法

具体的な評価に当たっては、6つの基本目標に基づき実施する163の施策を3つの評価基準で点数化（「A（計画通り実施）＝10点」「B（一部実施）＝5点」「C（未実施）＝0点」）。

さらに、6つの基本目標や24の基本施策といったより上位の枠組みで平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。（※平均値が高いほど良い評価となる）

#### 【参考：第1期計画の体系】

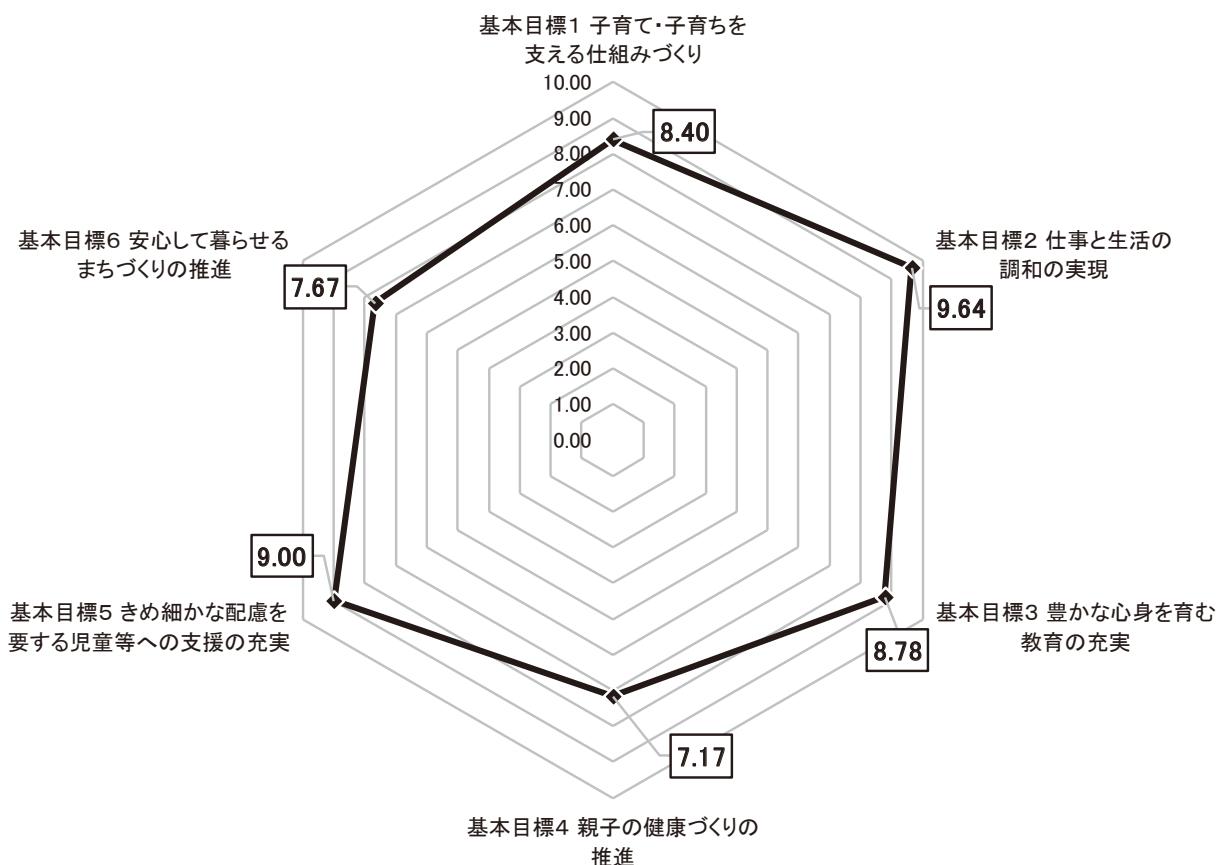
基本目標	基本施策	施策数
1 子育て・子育ちを支える仕組みづくり	(1) 家庭における子育て力の向上	5
	(2) 子育て支援サービスの提供	11
	(3) 地域子育て支援拠点事業等の充実と機能強化	3
	(4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	4
	(5) 子育て家庭への経済的負担の軽減	11
	(6) 地域における子育て支援関係団体（者）との連携	3
2 仕事と生活の調和の実現	(1) 男女共同参画の推進	3
	(2) 多様な働き方に対応するための啓発等の推進	4
3 豊かな心身を育む教育の充実	(1) 就学前教育・保育の充実	7
	(2) 学校教育の充実	16
	(3) いじめ・不登校・非行への対応の充実	3
	(4) 児童の健全育成	11
4 親子の健康づくりの推進	(1) 母子保健・医療の充実	10
	(2) 小児医療機関との連携	3
	(3) 食育の推進	10
	(4) 思春期保健の充実	7
5 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	8
	(2) ひとり親家庭への支援	3
	(3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	9
6 安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 子どもの遊び場の確保	4
	(2) 子育てバリアフリーの促進	3
	(3) 交通安全対策の充実	4
	(4) 子どもの安全対策の充実	9
	(5) 子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	12

## (2) 基本目標、基本施策ごとの評価

計画全体の評価の平均値は8.26（概ね「A（計画通り実施）」の水準）となっています。

基本目標の評価としては、「基本目標2 仕事と生活の調和の実現」が9.64、「基本目標5 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実」が9.00、「基本目標3 豊かな心身を育む教育の充実」が8.78、「基本目標1 子育て・子育ちを支える仕組みづくり」が8.40と計画全体の平均値を上回っている一方で、「基本目標4 親子の健康づくりの推進」は7.17、「基本目標6 安心して暮らせるまちづくりの推進」が7.67と平均値を下回っています。

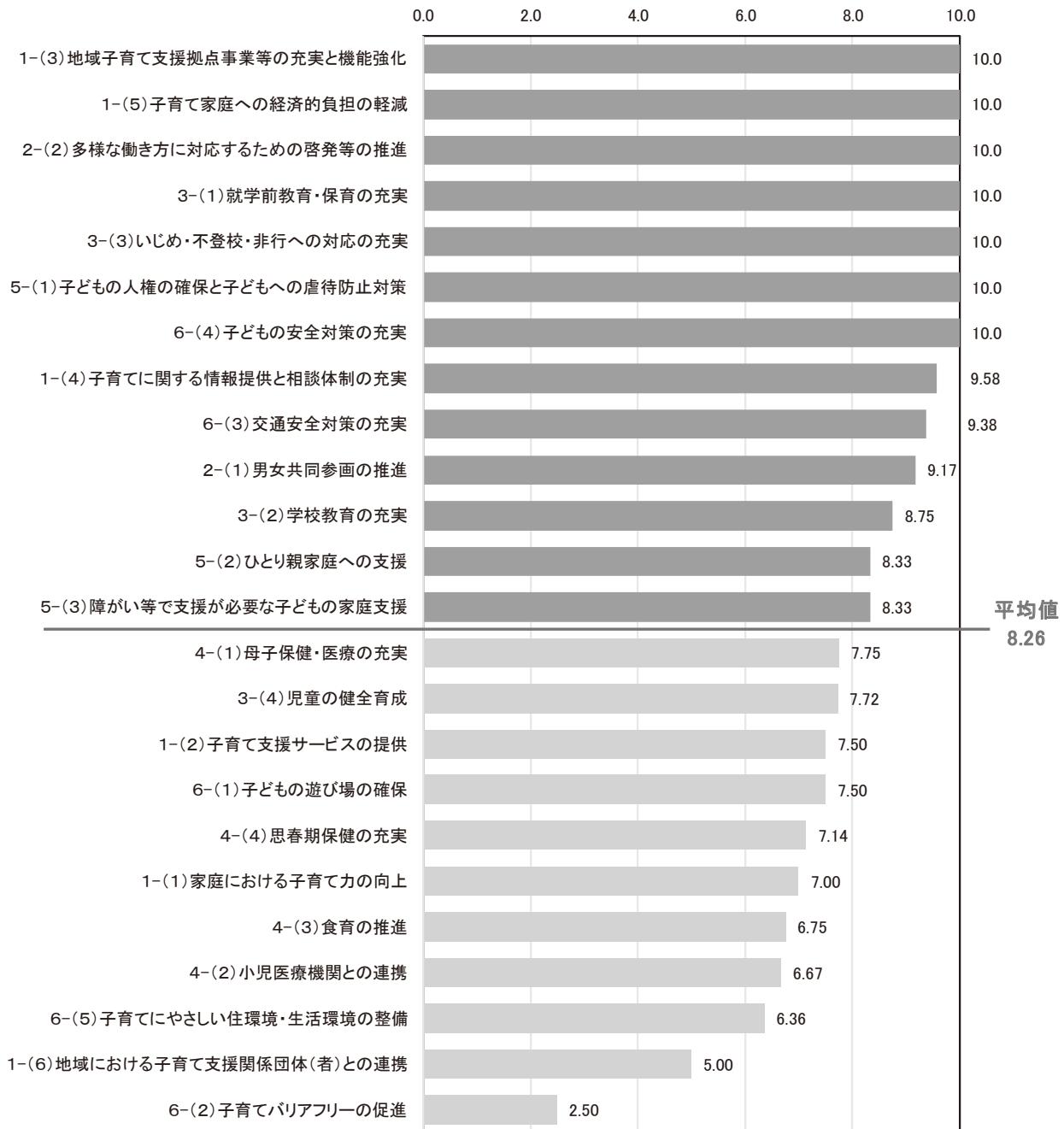
### <基本目標の評価>



また、基本施策ごとの評価としては、基本目標1の「(3) 地域子育て支援拠点事業等の充実と機能強化」「(5) 子育て家庭への経済的負担の軽減」、基本目標2の「(2) 多様な働き方に対応するための啓発等の推進」、基本目標3の「(1) 就学前教育・保育の充実」「(3) いじめ・不登校・非行への対応の充実」、基本目標5の「(1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策」、基本目標6の「(4) 子どもの安全対策の充実」の7つの基本施策で平均値が10.0と最も良い評価となっています。

一方で、基本目標6の「(2) 子育てバリアフリーの促進」をはじめ、11の基本施策ごとの平均値が、計画全体の平均値を下回っています。

### ＜基本施策ごとの評価＞



## 4 ニーズ調査の結果

### (1) 調査の概要

本調査は、「第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、ご家庭の子育ての状況や市の取り組みへのご意見をお聞かせいただくことを目的として実施したものです。

#### ■調査の種類と実施方法■

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童 アンケート (保護者向け)	市内の就学前児童 (0~5歳) の保護者	2018年(平成30年) 12月11日~12月28日	郵送による 配布・回収
小学生 アンケート (保護者向け)	市内の就学児童 (小学1~4年生)の保護者	2018年(平成30年) 12月14日~12月28日	

#### ■配布と回収状況■

		配布数	回収数	回収率
就学前児童 アンケート (保護者向け)	今回	1,006票	498票 (うち白票1)	49.5%
	【参考】前回	1,113票	560票	50.3%
小学生 アンケート (保護者向け)	今回	810票	355票 (うち白票2)	43.8%
	【参考】前回	1,141票	551票	48.3%

※小学生アンケートは、今回は小学1~4年生を対象として実施、前回は小学1~6年生を対象として実施

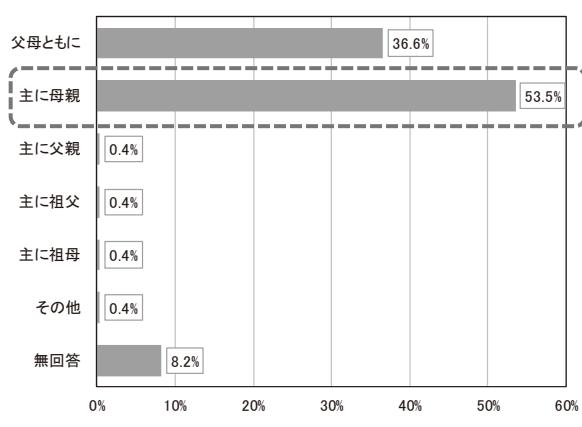
※小学5・6年生に関するニーズについては、同時期に実施した「南丹市 子どもの暮らしの様子アンケート」にて把握

### (2) 調査の結果からみる特徴と課題

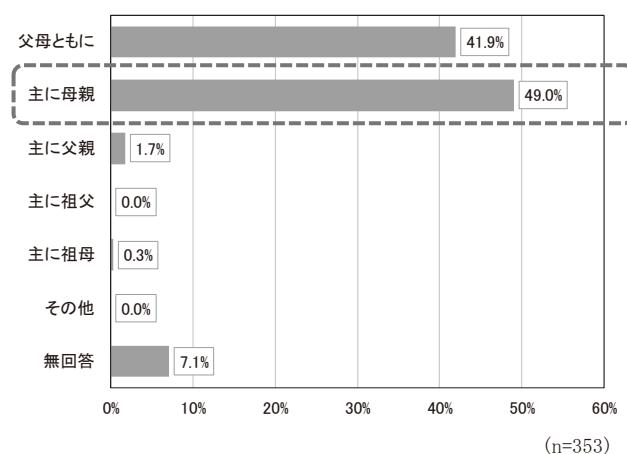
#### 1 子育て・子育ちの仕組みづくりに関する特徴と課題

★子育てを行っている方は、就学前・小学生の保護者ともに5割程度が「母親」⇒さらなる「父親」の育児参加が求められる

[就学前児童保護者]



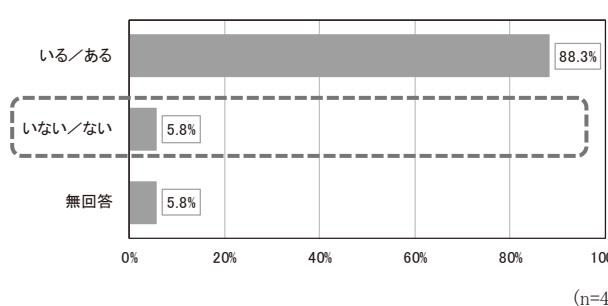
[小学生保護者]



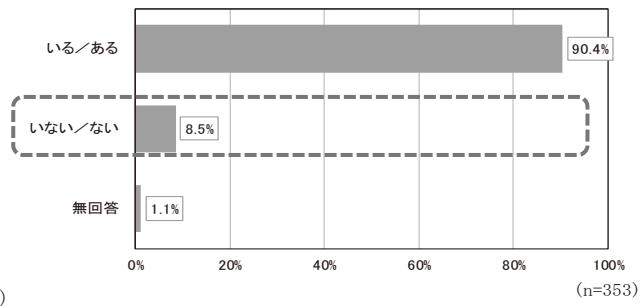
※各グラフの (n= ) の n は当該設問の回答対象者数を示す (以降も同様)

★相談相手がない方が就学前・小学生の保護者ともに1割弱⇒公的な相談窓口を知らないために、相談相手がない状況に置かれている方への対応に向けて、相談窓口のさらなる周知等が必要

[就学前児童保護者]



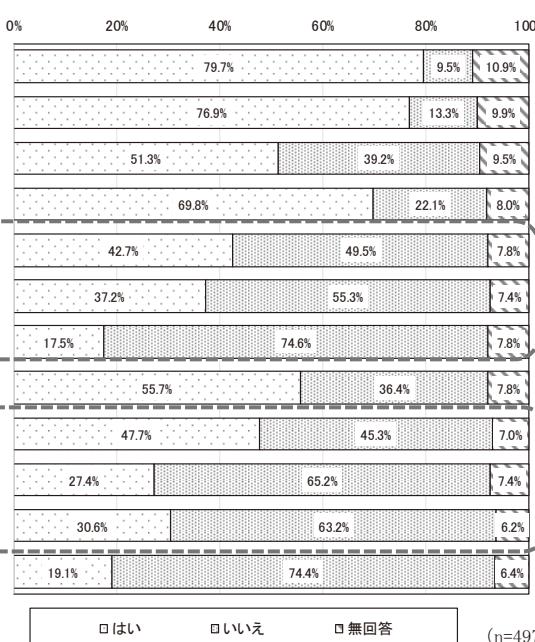
[小学生保護者]



★子育て支援事業の中で、各種講座や各種情報・相談事業の認知度が低い⇒さらなる周知等が必要

[就学前児童保護者]

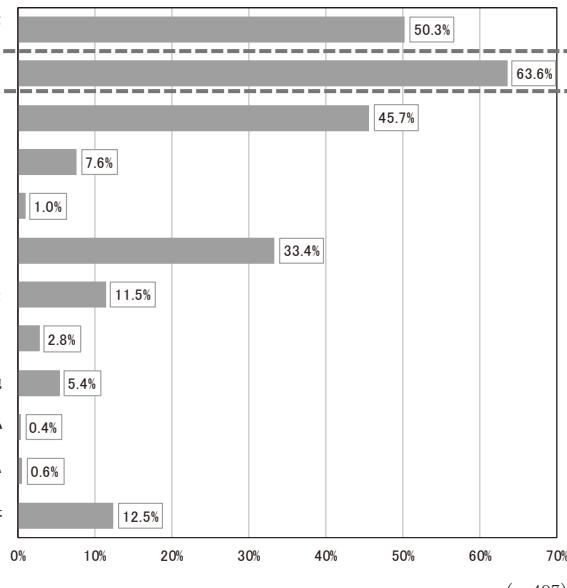
- ①パパママ教室、離乳食教室、1歳すぐく教室、にこにこ親子教室
- ②市役所保健医療課の情報・相談事業、乳幼児子育て相談
- ③子育てに関する学級・講座
- ④ファミリー・サポート・センター
- ⑤幼稚園の園庭開放や子育て講座
- ⑥保育所の園庭開放や子育て講座
- ⑦認定こども園の園庭開放や子育て講座
- ⑧子育ての相談窓口
- ⑨市のホームページの子育て情報サイト「のびのびなんなん」
- ⑩京都府南丹保健所の情報・相談事業
- ⑪児童相談所の情報・相談事業
- ⑫京都府総合教育センター・教育相談



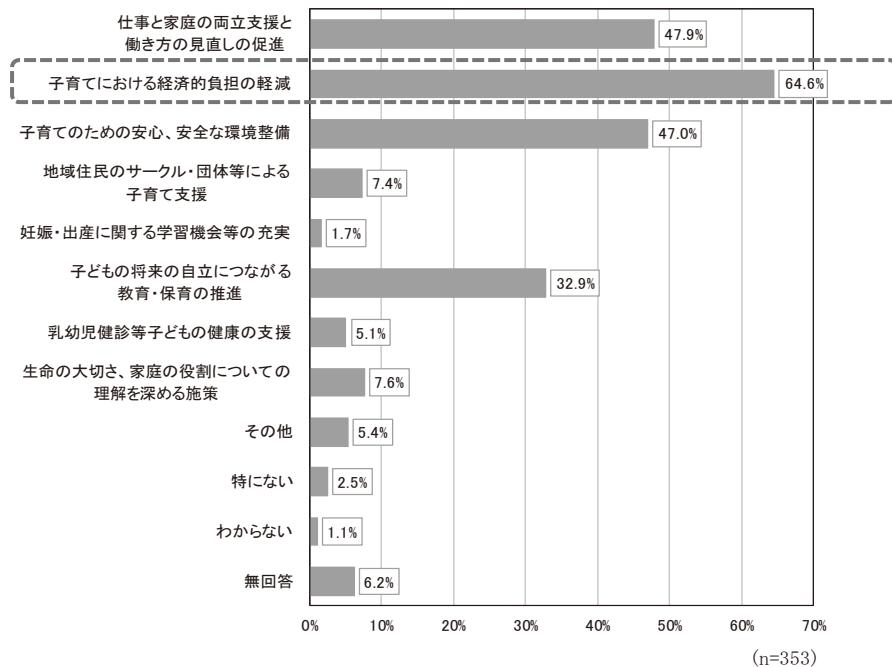
★望ましい子育て支援施策は、就学前・小学生の保護者ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」の割合が高い⇒市の手厚い支援制度等について、今後も適正な運用が求められる

[就学前児童保護者]

- 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進
- 子育てにおける経済的負担の軽減
- 子育てのための安心、安全な環境整備
- 地域住民のサークル・団体等による子育て支援
- 妊娠・出産に関する学習機会等の充実
- 子どもの将来の自立につながる教育・保育の推進
- 乳幼児健診等子どもの健康の支援
- 生命の大切さ、家庭の役割についての理解を深める施策
- その他
- 特にない
- わからない
- 無回答



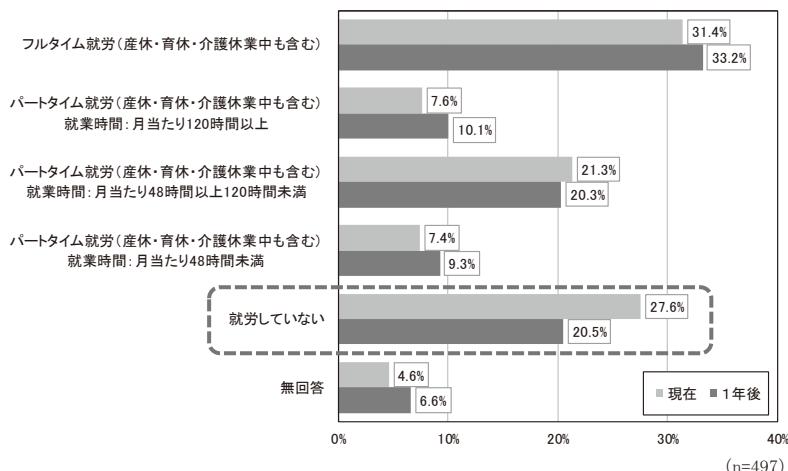
## [小学生保護者]



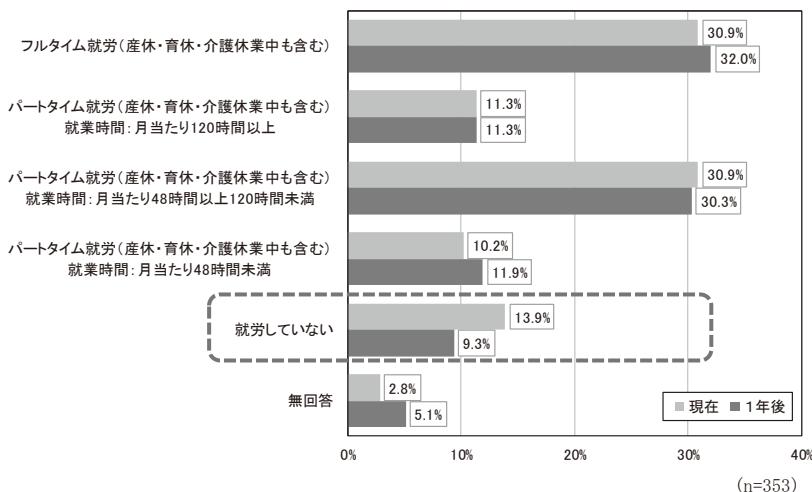
## 2 仕事と生活の調和に関する特徴と課題

★母親の就労状況は、就学前・小学生の保護者ともに1年後に「就労していない」方が減少⇒保育の利用意向のさらなる高まりが想定される

### [就学前児童保護者]

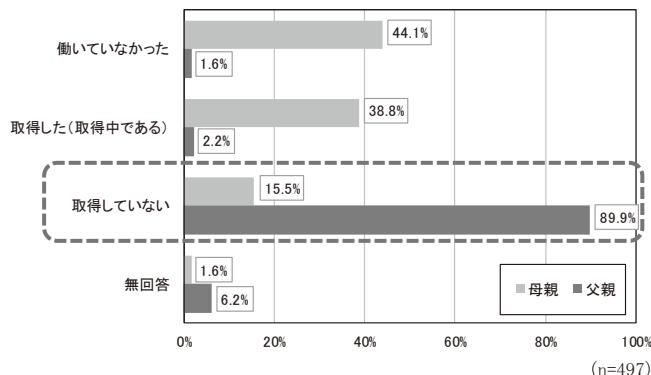


### [小学生保護者]



★育児休業の取得状況は、「取得していない」父親が9割程度⇒父親の育児参加に向けて、保護者への制度の周知とともに、父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりの推進が必要

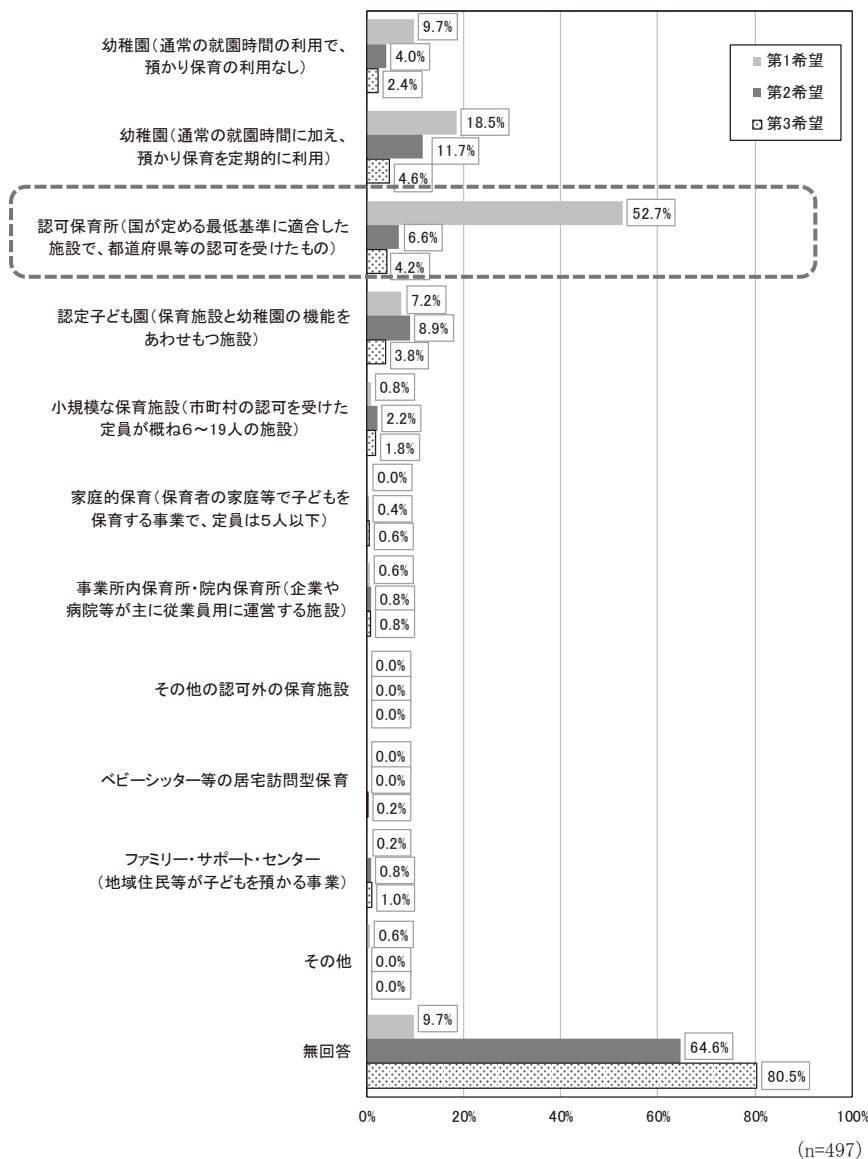
#### [就学前児童保護者]



### 3 豊かな心身を育む教育・保育の充実に関する特徴と課題

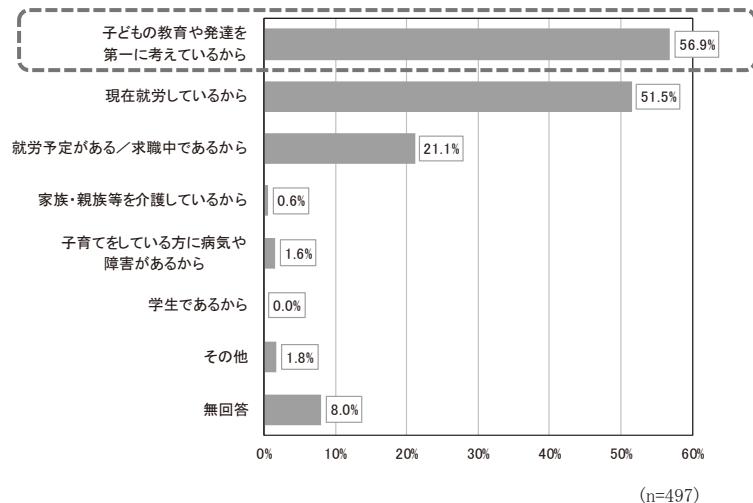
★定期的に利用したい教育・保育事業の第1希望は「認可保育所」が5割以上⇒母親の就労意向等も踏まえつつ、適切な保育の教育・保育の受け皿の確保が求められる

#### [就学前児童保護者]



★定期的に教育・保育を利用したい理由は「子どもの教育や発達を第一に考えているから」の割合が最も高い⇒子どもの教育や発達に留意した施設・サービスの充実が必要

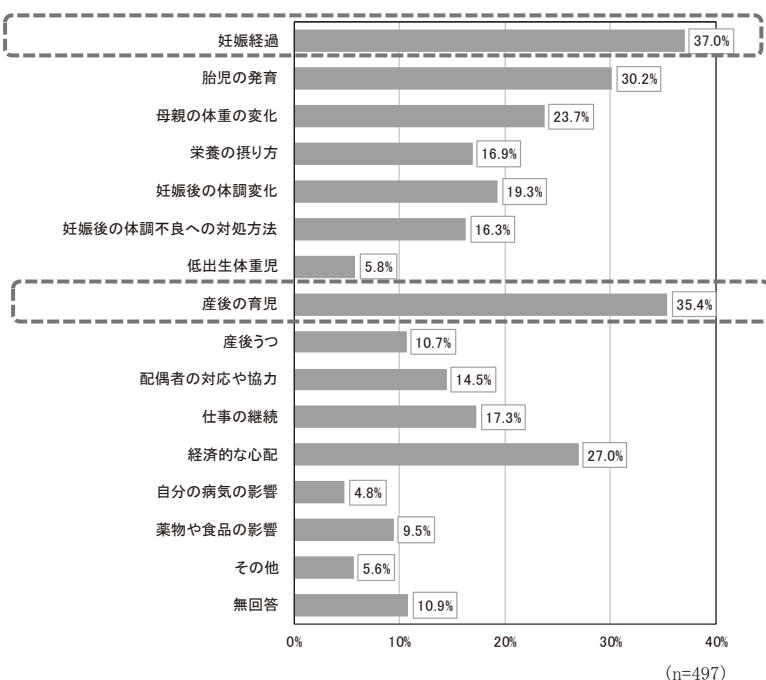
#### [就学前児童保護者]



#### 4 親子の健康づくりの推進に関する特徴と課題

★妊娠から出産までの期間に感じたストレスは、「妊娠経過」「産後の育児」の割合が高い⇒妊娠から出産・育児まで、切れ目のない支援が必要

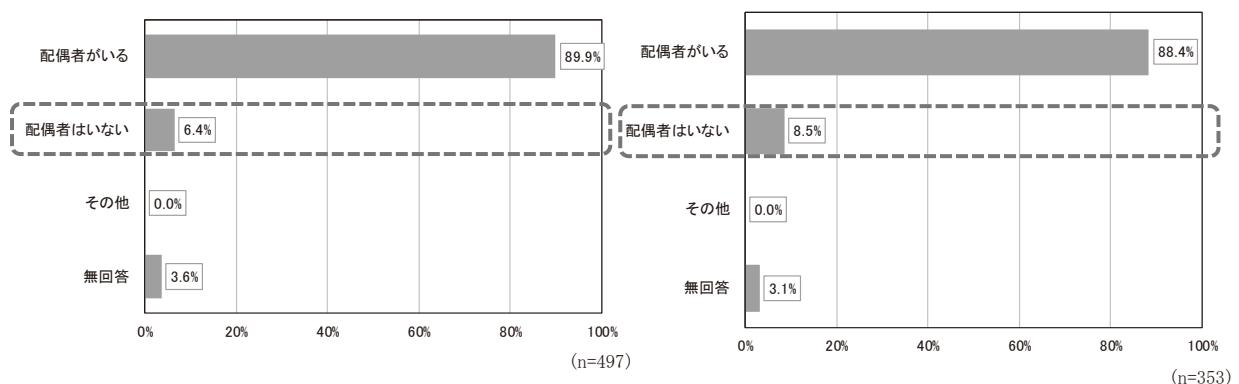
#### [就学前児童保護者]



## 5 きめ細かな配慮を要する児童等への支援に関する特徴と課題

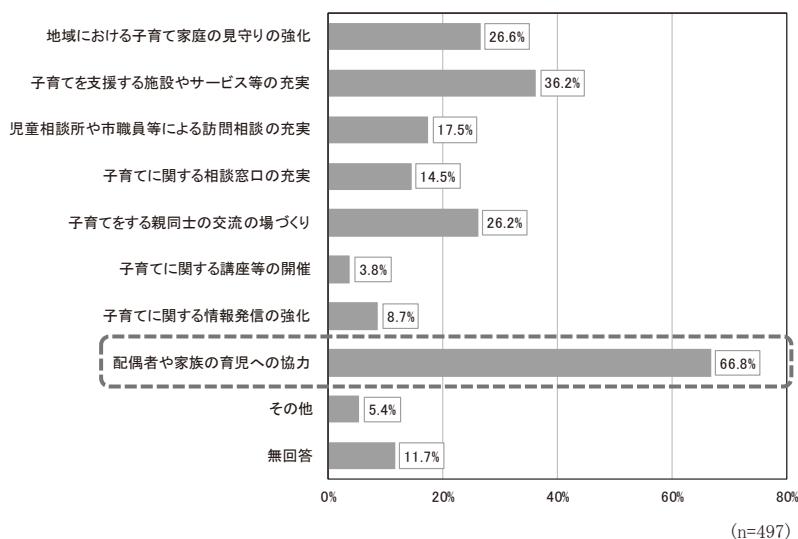
★配偶関係は、就学前・小学生の保護者ともに「配偶者はいない」（=ひとり親世帯）が1割弱⇒今後もひとり親家庭への支援が求められる

[就学前児童保護者]

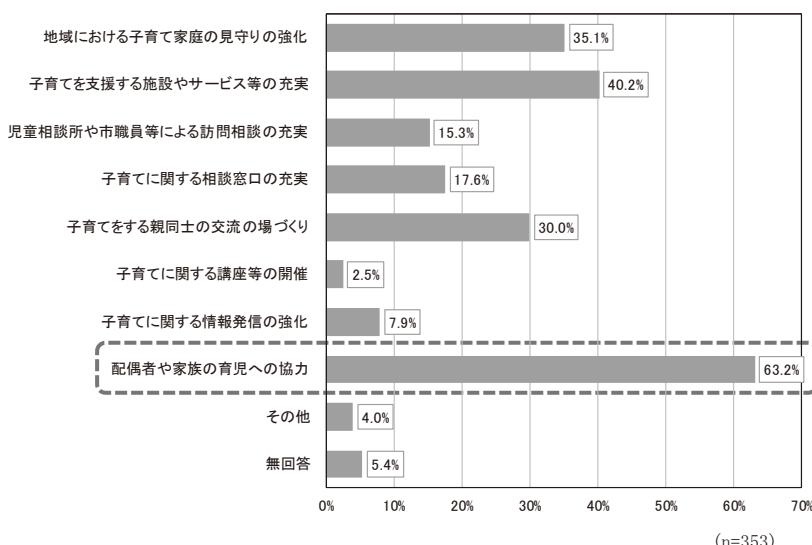


★児童虐待の防止に重要なことは、就学前・小学生の保護者ともに「配偶者や家族の育児への協力」が6割以上⇒地域の見守りや相談体制に加え、家族の育児参加を促進する取り組みが求められる

[就学前児童保護者]



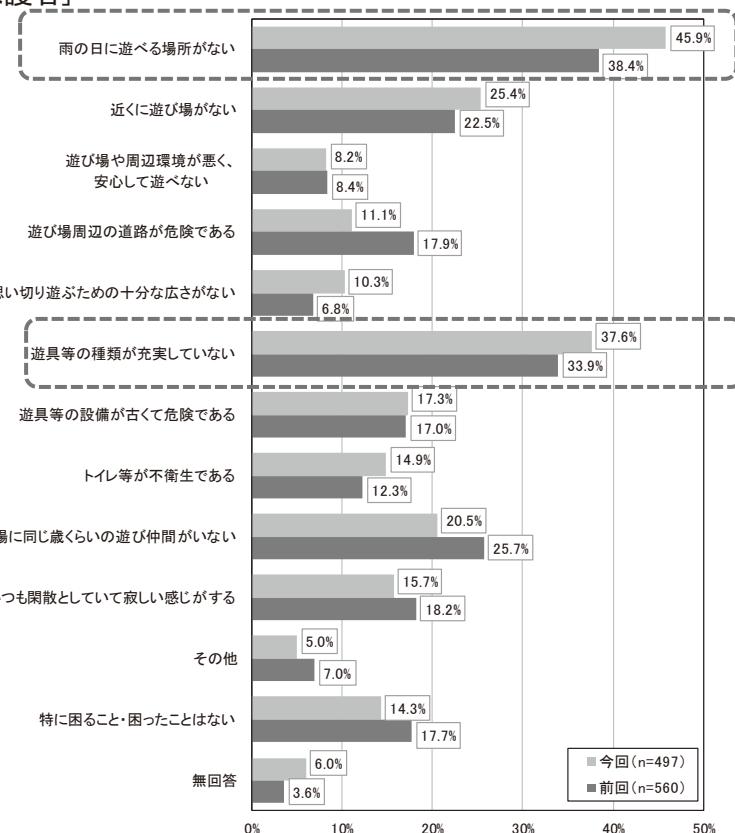
[小学生保護者]



## 6 安心して暮らせるまちづくりの推進に関する特徴と課題

★遊び場で困ること・困ったことは、前回調査と比較して「雨の日に遊べる場所がない」「遊具等の種類が充実していない」が増加⇒自由意見でも遊び場に関する意見が多い中で、ニーズを踏まえた対応が求められる

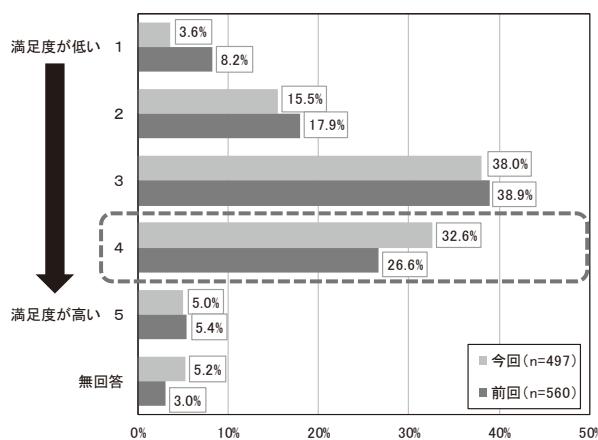
[就学前児童保護者]



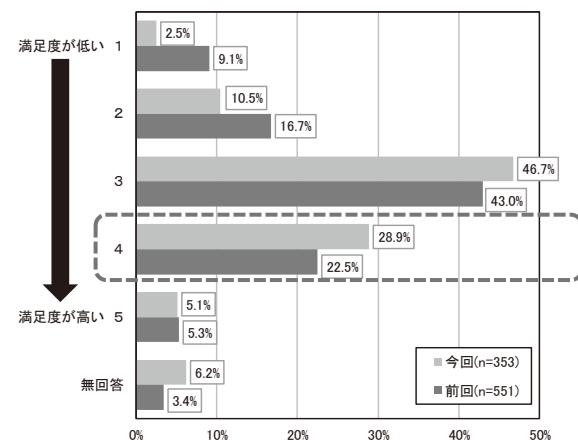
## 7 南丹市の子育て環境や支援への満足度

★南丹市の子育て環境や支援への満足度は、就学前・小学生の保護者ともに、前回調査と比較して満足度が高い「4」が増加⇒今後もニーズを踏まえた取り組みや支援を行い、市民の満足度の向上につなげることが必要

[就学前児童保護者]



[小学生保護者]



## 5 子どもの支援に関わる関係機関・団体のヒアリング調査の結果

### (1) 調査の概要

南丹市における、子ども・子育て支援に資する取り組み・事業を把握し、今後必要となる市の施策等について検討するため、関係機関・団体に向けて実施したものです。

また、広く意見を聴取するため、平成31年2月より、ヒアリング対象となる機関・団体に対し、事前にアンケート形式の「プレヒアリングシート調査」を行い、その回答内容を踏まえ、「ヒアリング調査」を実施しました。

#### ■プレヒアリングシート調査対象■

分類	機関・団体名	
幼稚園	園部幼稚園	
保育所	園部保育所	城南保育所
	八木東幼児学園	日吉中央保育所
	胡麻保育所	みやま保育所
	知井保育所	
小学校	八木西小学校	殿田小学校
	美山小学校	
中学校	園部中学校	八木中学校
	殿田中学校	美山中学校
特別支援学校	京都府立丹波支援学校	
NPO*	NPO 法人グローアップ	
ボランティア	子育て支援ボランティア「すくすくやぎっこ」	
	みやま子育てパートナーズ「よつといで」	
その他	放課後児童クラブ	

\*回答があった団体のみ掲載

#### ■ヒアリング調査概要■

ヒアリング対象	実施場所
◇NPO法人グローアップ ◇子育て支援ボランティア「すくすくやぎっこ」	南丹市役所 八木支所
◇京都府立丹波支援学校	京都府立丹波支援学校

\* NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています

## (2) ヒアリング調査結果からみる課題

教育・保育について	<p><b>★多様なニーズに対応する保育サービスと、その実現のための人材や場所の確保が求められています</b></p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○多様な預かり（土日の保育、病児保育、一時保育等）</li><li>○保育時間の延長</li><li>○適切な人員配置、人材の確保（保育士、職員等）</li><li>○特別支援を要する幼児の専門的な知識と対応</li><li>○場所の確保</li></ul>
子どもの遊び場について	<p><b>★各地域における遊び場の確保、また既存の遊び場や施設等の管理体制等に関する改善が求められています</b></p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○地域の空き地で遊んでいると怒られる</li><li>○八木町の市街地では道路か駐車場で遊んでいる</li><li>○公園が増やせないのであれば、管理を強化してほしい。使っていない遊具は撤去してもらいたい（南丹市大堰川緑地公園等）</li><li>○公共施設は、有料無料、管理者の有無にかかわらず、子どもの遊べる場として開放してもらいたい</li><li>○遊具が整っている、安心して遊べる公園</li></ul>
家庭での子育てについて	<p><b>★家庭における子育ては子どもの成長に大きな影響を与える中で、保護者の子育て力強化に関する多様な支援が求められています</b></p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○基本的生活習慣に対する援助</li><li>○SNS*等情報端末機器に関わる知識やモラル、使用の仕方や子どもの指導</li><li>○学習習慣の定着</li><li>○保護者の養育力不足への支援</li><li>○家事等の時間確保ができないことへの対策</li><li>○家庭教育学級や子育て講演会の内容充実</li><li>○子育てに関する学習プログラム</li></ul>
保護者等の交流や居場所について	<p><b>★保護者同士が集まり、気軽に話ができるような場や機会の提供が求められています</b></p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○保護者のつながりづくり</li><li>○保護者のコミュニケーションの場、親子で楽しめる場</li><li>○保護者同士がつながれる場、機会</li><li>○子育てについて気軽に話ができる場</li><li>○参加しやすく行きやすい保護者の交流の機会づくり</li><li>○親同士が子育ての悩み等の情報交換ができる場、交流の場の設定</li></ul>

\* SNSは、Social Networking Service の略。広義には、社会的ネットワークを構築できるサービスやウェブサイト全般、狭義には、主に人ととのつながりを促進するコミュニティ型の会員制サービスのこと

**★家庭環境やその他の生活の場において、特別な支援を要する子どもやその保護者に対して、きめ細やかな支援が求められています**

**【主な意見】**

特別な支援について

- 市のスクールバスと比べ、特別支援学校のバスの停留所は限られている中で、保護者のバス停までの送迎が負担
- 役所の事務手続きや学校からのおたよりの内容の把握の支援（保護者自身が生活能力、育児能力に欠ける場合）
- 災害時避難所などでわが子の障がいについて理解してもらえること
- 過去の子育て広場利用者でも、小・中学校入学後に学校に行けていないというケースを耳にすることがある
- こども食堂の利用者などでも、経済的に困窮しているという方は見られない一方で、夜は家に帰ったら一人になるというお子さんはいるようだ
- 子どもと向き合える時間が確保できる生活基盤のゆとり
- 家庭環境が厳しすぎて貧困の連鎖がおこる

**★専門的なだけでなく、気軽な相談窓口の設定が求められています。また、そうした窓口をはじめ、子育て支援に関する情報をわかりやすく発信することが求められています**

子育てに関する相談・情報発信について

**【主な意見】**

- 保護者が気軽に子育てについて相談できる場、その情報
- 窓口の明確化（24h体制）
- 小児科、小児精神科等の専門の相談機関の開拓と保護者への周知
- 市等での取り組みの広報、情報発信ツール
- 行政とつながることでどの様な支援が受けられるのかイメージできていない

**★人材や活動場所の確保、関連機関等との連携や情報共有をはじめ、多様な課題解決に向けた支援が求められています**

支援団体の活動について

**【主な意見】**

- 人材不足・後継者不足  
⇒参加をうながすには、「〇〇をやってほしい」と参加いただく目的をしっかりと伝えることが重要との意見あり
- 他の機関等との連携・情報共有
- 場所（施設等）の不足
- 活動の認知が低い
- 予算、資金の確保

**★経済的支援だけではない、地域の特徴を活かした、独自性の高い取り組みの検討が求められています**

南丹市の取り組みについて

**【主な意見】**

- 祝金支給や医療費助成など、その時々の金銭補助はあり、魅力的であるが、一時的なもの。根本的支援が（何かわからないが）必要
- お金での助成も大切ですが、何かこれっていうものがあれば、子育て世帯ももっと増えるのではないか
- 各幼稚園・保育所について、公立のためか、取り組み内容が横並びの印象がある。各園の取り組み方針を示すなど、特色が出せるとよい

## 6 その他意見聴取の結果

### (1) 調査の概要

現在、市内で子育て中の保護者の方から、南丹市の子ども・子育て支援事業計画の基本理念“『のびのび なんたん』子育てにやさしいまち”的イメージや、その実現に向けて必要な取り組み等についてのお考えをうかがい、その結果を、今後の取り組みについて市が検討する際の材料とするために実施したものです。

#### ■各意見聴取の概要■

意見聴取の手法	日 程	場 所	参加人数
ワークショップ 座談会	8/26 (月)	南丹市役所	17人
	9/12 (木)	ぽこぽくらぶ美山ひろば	8人
	9/13 (金)	ぽこぽくらぶハ木ひろば	8人
	9/17 (火)	ぽこぽくらぶ日吉ひろば	5人
	9/19 (木)	ぽこぽくらぶ園部ひろば	5人
	9/25 (水)	子育てすこやかセンター	6人

### (2) 意見聴取の結果における課題と特徴

『のびのび なんたん』のイメージ

**★家族、子ども同士、地域など「多様なつながり」があること、自然の中などで「体を使って思いきり遊べる」こと、仕事と子育ての両立など「親ものびのび暮らせる」こと、その結果としての「子どもの成長」に関する意見が多くみられます**

#### 【ワークショップにおける主な意見】

- 子どもも大人もやりたい！！ができる
- 地元で働く、子育てできる、育った地域を守る⇒地元愛をもつ子を育てる
- 子どもを思いっきり遊ばせることができる
- 自分の思いをはっきり伝える子、好奇心にあふれる子に成長できる
- 束縛しないで、地域の者がやさしい眼差しで見守る
- 世代間の交流ができる、それぞれが学び合える
- 子どものやりたい夢が叶えられる

#### 【座談会における主な意見】

- 子どもが健康で育ってくれればそれでいい
- 親子で長い時間を共有する
- 自身の両親以外の大人（同じ子育て中の母など）と話ができる環境がある
- 人とのつながりを大切にして、困った時には人から助けてもらえる人になってほしい
- 子ども同士で過ごせる場所がある
- みんなで子育てを見ていてくれるように感じる
- 子どもたちはのびのび過ごしていると感じている
- 自然の中で裸足になって遊ばせる、動物とふれあう
- 外で体を動かして遊ばせる（山の洞穴に秘密基地をつくる体験など）
- 親がのびのびしている、仕事と子育てが両立できる生活

実現に向けて①  
【つながり】

**★世代や施設間の交流、地域とのつながりなどの醸成に向けた、様々な取り組みに関する意見とともに、「参加しない」選択を許容する寛容さも求められています**

**【ワークショップにおける主な意見】**

- 親子で「子どもの夢」を話せる時間を持つ
- 地域の中へもっと入りこむ（子どもの頃から）
- 横だけではなく、縦のつながり（学年、世代を越えたつながり）
- 教育等の施設間の交流（学校、放課後児童クラブ、幼稚園・保育所、支援学校等）
- 集団が苦手な人もいる、「行きたくない」を否定しない

**【座談会における主な意見】**

- 保育所以外でも同年齢の子が集まれる場所があつたらいい
- 学校の先生は積極的に入れ替え、子どもがいろいろな大人と関われる機会をつくることが必要
- 「地域で子どもを育てるんだ」と大人が意識を変えていくことが必要
- 幼稚園の段階で小学校との交流がもっとほしい
- 中学生の時から低年齢の子どもとの関わりをつくっていくことが大切

実現に向けて②  
【体験・活動】

**★豊かな自然環境を活かした体験・活動に関する意見とともに、地域の活動の格差についての意見がみられます**

**【ワークショップにおける主な意見】**

- 子ども議会みたいな場で自分の意見を伝えらえる場づくり
- いろんな経験ができる（自然体験・農業体験等）
- 芸術（オーケストラなど）にふれる機会づくり

**【座談会における主な意見】**

- 大きくなってからいろんなことができる選択肢があればよい
- 今ある環境でできるだけいろんな体験ができればよい
- いろんな体験を今の子どもたちにもしてほしい
- 美山の自然はもっと南丹市全体で共有してほしい
- 子どもが安く泊まれて自然体験できる施設があればよい
- 南丹市の自然を体感できるような取り組みがあればよい
- 地域によって格差がある（園部・八木にはあるが、日吉・美山にはない）

実現に向けて③  
【教育・学び】

**★子どもたちが南丹市のこと了解更多の機会づくりなど、様々な学びが求められています**

**【ワークショップにおける主な意見】**

- 自分の意見を伝えて、理由もきちんと伝えられる環境、関係性、語彙力も必要
- 大人の経験や体験の話を親子できく
- 一人ひとりが助け合えることを教育で培ってほしい

**【座談会における主な意見】**

- 市内の地域を案内しあう取り組みがあれば、自分たちの地域を知ろうとするし、こんないいところがあるんだと言えるようになる
- 子どもたちが自分たちの市のこと了解更多が必要ではないか

実現に向けて④  
【遊び場】

## ★自然を活かした遊び場、身近な遊び場等とともに、状況に応じた公共施設の開放が求められています

### 【ワークショップにおける主な意見】

- 子どもを思いっきり遊ばせる場所が必要
- 自然の中で遊ぶ経験をしている

### 【座談会における主な意見】

- ベビーカーを押して行ける範囲で遊べたり、出かけたりするところがほしい
- 公共施設に予約が入っていない時は、地元の子どもたちに自由に開放してほしい
- 走り回るだけの公園でなく、手足の力をつける遊具がほしい

実現に向けて⑤  
【保護者支援】

## ★子どもを短時間預けられるサービスをはじめ、就労の場づくり、相談支援、経済的支援等が求められています

### 【ワークショップにおける主な意見】

- 働く場所が必要（あれば人も集まり子どもも増える）
- お母さんが子育ての悩みを相談できる場所
- 子どもを遊ばせながら親が話せる場所

### 【座談会における主な意見】

- 子宝祝金はもっとあればうれしい。やはり出産にはまとまったお金が必要
- （紙おむつなどのごみがたくさん出るため）乳児がいる家庭にはごみ袋が配られるなどがあればうれしい
- 子どもを預けて働きたい気持ちはあるが、希望の就労時間に合う仕事が少ない
- 子どもを見てくれる人がいる子育て広場のようなところで、お茶や食事がとれたらありがたい
- 1～2時間子どもを預けて、1人になる時間が作れれば、リラックスできて余裕ができる

実現に向けて⑥  
【その他】

## ★交通利便性向上、情報発信強化といった意見がみられます

### 【ワークショップにおける主な意見】

- 交通の便の改善・向上（友達の家までが遠い（10km以上））
- 行きたい所（参加したいところ）に行ける方法

### 【座談会における主な意見】

- 早くから療育をしていくことで、大人になってからの自立につながる
- 関係課が多い、冊子をつくるならわかりやすくしてほしい
- 南丹市のイベント情報がわかりやすく集約されていれば、楽しみが増える
- 南丹市ももっと情報の発信が必要。スマホ情報アプリなど他市で使われているものを参考にしてはどうか
- ファミサポの初回無料券の配布が令和元年度から始まっているが、浸透していないのではないか

## 7 各種調査等からみる主な課題等の整理

統計データやニーズ調査結果等から見出された特性と課題、また第1期計画の評価等を踏まえ、次の5つの枠組みで課題を整理しています。

### (1) 地域社会における「連携」に関する課題等

- ・人口減少、少子化・高齢化、核家族化が進展（※統計データより）
- ・相談相手がない保護者が一定数存在（※ニーズ調査より）
- ・関連機関等との連携や情報共有が必要（※関係機関・団体ヒアリング調査より）
- ・家族、子ども同士、地域など「多様なつながり」があることが重要（※その他意見聴取より）
- ・「地域における子育て支援関係団体（者）との連携」の進捗が不十分（※第1期計画評価より）

### (2) 家庭における「子育て力」向上に関する課題等

- ・5割程度の家庭で子育ては主に母親が行っている状況（※ニーズ調査より）
- ・虐待の防止に重要なことは「配偶者や家族の育児への協力」が6割（※ニーズ調査より）
- ・保護者の子育て力強化の支援が求められている（※関係機関・団体ヒアリング調査より）
- ・「家庭における子育て力の向上」の進捗が不十分（※第1期計画評価より）

### (3) 子育てを支える「働きやすさ・住みやすさ」に関する課題等

- ・女性の就業率が増加する中、ワーク・ライフ・バランスの実現の支援が必要（※統計データより）
- ・1年後に「就労していない」母親は減少する見込み（※ニーズ調査より）
- ・育児休業を「取得していない」父親が9割程度（※ニーズ調査より）
- ・多様なニーズに対応する保育サービスが求められている（※関係機関・団体ヒアリング調査より）
- ・仕事と子育ての両立など「親ものびのび暮らせる」ことが重要（※その他意見聴取より）
- ・「子育てバリアフリーの促進」の進捗が不十分（※第1期計画評価より）

### (4) 子どもたちの「人権」の尊重に関する課題等

- ・児童相談所の情報・相談事業の認知度が低い（※ニーズ調査より）
- ・家庭環境やその他の生活の場において、特別な支援を要する子どもやその保護者に対して、きめ細やかな支援が求められている（※関係機関・団体ヒアリング調査より）
- ・子どもたちの夢の実現や感性を育てるため、子どもたちが「のびのび」暮らせる環境づくりが求められる（※その他意見聴取より）

### (5) 「ふるさと」を大切に思う子どもの育成に関する課題等

- ・経済的支援だけではない、地域の特徴を活かした、独自性の高い取り組みの検討が求められている（※関係機関・団体ヒアリング調査より）
- ・豊かな自然環境を活かした体験・活動が求められている（※その他意見聴取より）
- ・子どもたちが南丹市のこと了解更多知る機会づくりなど、様々な学びが求められている（※その他意見聴取より）

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 子ども・子育て支援の基本理念

本計画は、「南丹市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期の取り組みをさらに発展させる後継計画であることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

#### 『のびのび なんたん』 子育てにやさしいまち

安心して子どもを産み育て、子どもが健やかな心身の成長を遂げるためには、地域固有の自然環境をはじめとした資源を活かし、その地域に応じた子育てのあり方を考え、地域全体で子どもを育む気運を高め、子育てをする家庭を地域であたたかく見守り、支えていく環境を整えることが大切です。

本計画では、「子どもがのびのび暮らせるまちは、みんなにとって住みよいまち」という認識のもと、意識啓発と環境整備に取り組みます。そして、地域のすべての人々が子どもの成長と子育てに関わりながら、子育て家庭がのびのびと子育てができ、子どもがのびのび育つ、子育てにやさしいまちを目指して取り組んでいきます。

#### ～『のびのび なんたん』に対する市民のイメージ～



子どもも&大人もやりたい！！ができる（※ワークショップより）



子どもが健康で育ってくれればそれでいい（※座談会より）



束縛しない、地域の者がやさしい眼差しで見守る（※ワークショップより）



人とのつながりを大切にして、困った時には人から助けてもらえる人になってほしい（※座談会より）



自分の思いをはっきり伝える子、好奇心にあふれる子に成長できる  
(※ワークショップより)



自然の中で裸足になって遊ばせる、動物とふれあう（※座談会より）

## 2 基本視点

基本理念の実現に向けては、国的基本指針を踏まえつつ、基本目標及び各種事業を検討します。検討にあたっては、地域の課題等を踏まえ、次の5つの基本視点を特に重視します。

### 基本視点1 地域社会における「連携」の視点

社会全体で子どもを見守っていくためには、家庭を中心として、友人やサークルの仲間、隣近所といった身近な人、そしてボランティアやNPO法人、学校、企業、市など地域の様々な主体が連携し、子育て支援の輪をつくっていくことが必要です。そうした支援の輪の中で、子どもたちがのびのびと成長し、その成長をみんなで喜び合える地域をめざします。

### 基本視点2 家庭における「子育て力」を高めるための視点

子育ての基本は家庭であり、家庭での保護者と子どもの関わりは、その成長に大きな影響を及ぼすと考えられます。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を果たすとともに、子どもが健やかに育つ権利が守られるように、家庭の子育て力の向上をめざします。

とりわけ、性別に関わらず、すべての保護者が子育てに責任をもち、家族が協力して子育てに取り組むことが、これからの社会において重要な視点です。

### 基本視点3 子育てを支える「働きやすさ・住みやすさ」の視点

本市では子育て世代にあたる30代を中心に、女性の就業率は増加しており、母親の今後の就労意向も高くなっている中で、保護者の仕事と子育ての両立に向けた視点は不可欠です。

こうした女性の就労意向の高まりや、教育・保育の無償化等の影響により、今後も保育ニーズが高まることが想定される中で、その受け皿の確保が重要になります。

一方で、市内の里山風景に囲まれた暮らしに憧れる子育て家庭等、若い世代の定住を促進し、子どもを産み、育てたくなるような環境づくりをさらに進めることも重要です。

### 基本視点4 子どもたちの「人権」を尊重するための視点

子どもの人権が守られ、心身の健やかな成長と安全を保障し、子どもがのびのびと明るく元気に育つまちをめざします。

いじめや虐待等で被害を受けた子どもの支援、障がい児施策など、支援が必要な子どもにきめ細かな対応ができるように、関係課や関係機関と連携した支援体制の拡充が重要です。

### 基本視点5 「ふるさと」を大切に思う子どもの育成の視点

本市で育つ子どもたちは、まさに本市の宝であり、子どもたちが夢や希望を実現するための力を、豊かな自然環境をはじめとした地域の資源等を活用し、育んでいく視点が重要です。

本市ならではの暮らしやその魅力を、子どもたちに伝え、成長につなげることで、ふるさとを大切に思う気持ちを醸成し、将来も本市とのつながりを持ち続けてくれることをめざします。

### 3 計画の基本目標

#### 〈基本目標 1〉 子育て・子育ちを支える仕組みづくり

子育てに対する不安や負担を軽減して、家庭や地域の子育て力を高め、地域全体で子どもの成長を見守ることができるよう、地域子ども・子育て支援事業を充実させるとともに、情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、家庭において、仕事と子育ての両立が図られ、子どもが健やかに成長できるように、男女共同参画推進の視点も踏まえて支援します。

#### 〈基本目標 2〉 豊かな心身を育む教育・保育の充実

次世代の親となるべき子どもの「生きる力」と「豊かな心」を育むことをめざし、教育・保育の充実を図ります。教育・保育施設については、総合的な視点でその配置について検討するとともに、安全性と快適性の確保に努めます。

また、教育機関はもちろん、家庭や地域社会がそれぞれの教育機能を十分に發揮し、子どもたちを地域全体で育むことのできる取り組みを推進します。

#### 〈基本目標 3〉 親子の健康づくりの推進

乳幼児から思春期の児童が、それぞれの発達段階で健康を確保できるよう、保健、医療、福祉及び教育などの分野が連携を図り、子どもの心身の健康づくりを支援します。

また、健康に関する知識の普及や各種健診などを通じて、子どもの健やかな発育と親子の健康づくりを支援します。

#### 〈基本目標 4〉 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実

家庭環境や保護者の経済状況等に関わらず、本市で暮らすすべての子どもたちの人権が確保され、心身ともに健やかに成長することができるよう、相談体制や地域住民による見守り体制等を充実させるほか、各家庭の状況や課題に対応できる支援体制づくりを進めます。

#### 〈基本目標 5〉 安心して暮らせるまちづくりの推進

安心して子育てができるまちをめざし、交通事故や犯罪の被害から子どもたちを守るために取り組みを充実します。

また、子育て家庭が定住しやすいまちづくりに向け、子どもの遊び場づくりや、雇用の創出など総合的な視点による子育て環境の整備を進めます。

## 4 将来フレームと目標指標

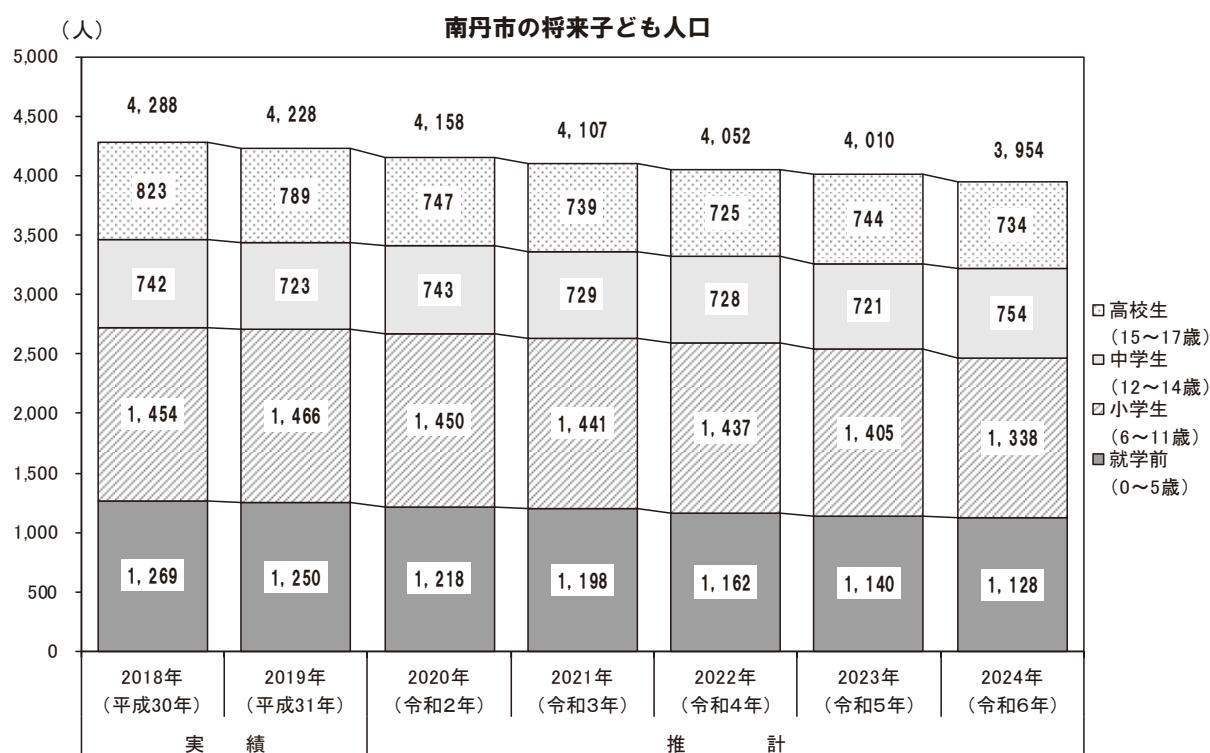
### (1) 将来フレーム

#### <推計方法>

2015年(平成27年)から2019年(平成31年)の住民基本台帳(各年3月末)における実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コホート変化率法」により推計。

南丹市の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、2019年(平成31年)の4,228人から2024年(令和6年)には3,954人と、5年間で274人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども(0～5歳)については、1,250人から1,128人と122人程度の減少、小学生(6～11歳)については1,466人から1,338人と128人程度の減少、中学生(12～14歳)については723人から754人と31人程度の増加、高校生(15～17歳)については789人から734人へと55人程度の減少が、それぞれ見込まれます。



	実績		推計					
	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	
子ども人口	4,288	4,228	4,158	4,107	4,052	4,010	3,954	
就学前 (0～5歳)	1,269	1,250	1,218	1,198	1,162	1,140	1,128	
0～2歳	597	585	575	578	550	539	526	
3～5歳	672	665	643	620	612	601	602	
小学生 (6～11歳)	1,454	1,466	1,450	1,441	1,437	1,405	1,338	
低学年 (6～8歳)	732	740	730	689	678	657	634	
高学年 (9～11歳)	722	726	720	752	759	748	704	
中学生 (12～14歳)	742	723	743	729	728	721	754	
高校生 (15～17歳)	823	789	747	739	725	744	734	
子ども人口の対人口比	13.4%	13.3%	13.3%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	

※実績値は「住民基本台帳」3月末時点

## (2) 目標指標

子ども・子育て支援の基本理念「『のびのび なんたん』 子育てにやさしいまち」の実現に向けて、次の2つの目標指標を設定し、本計画の5つの基本目標に位置づける基本施策等の推進により、その目標値の達成をめざします。

### ～ 子育て環境や支援が充実した“子育てにやさしいまち”の実現に向けて ～

指 標	単 位	実績値		目標値
		2018年 (平成30年)	2024年 (令和6年)	
南丹市の子育て環境や支援への満足度の平均値（※就学前児童アンケート（保護者向け））	点	3.21 (5点満点中)	↑ (上昇)	
南丹市の子育て環境や支援への満足度の平均値（※小学生アンケート（保護者向け））	点	3.25 (5点満点中)	↑ (上昇)	

指標設定の考え方	本市が“子育てにやさしいまち”であり続けるためには、常に子どもやその保護者の目線に立って、その在り方を検討していくことが重要であると考えます。そのためには、市民のニーズはもちろん、時代や社会情勢も踏まえ、本市の子育て環境の整備や子育て支援を総合的に進める必要があり、そうした取り組みの成果を測る指標として上記指標を設定します。
----------	---

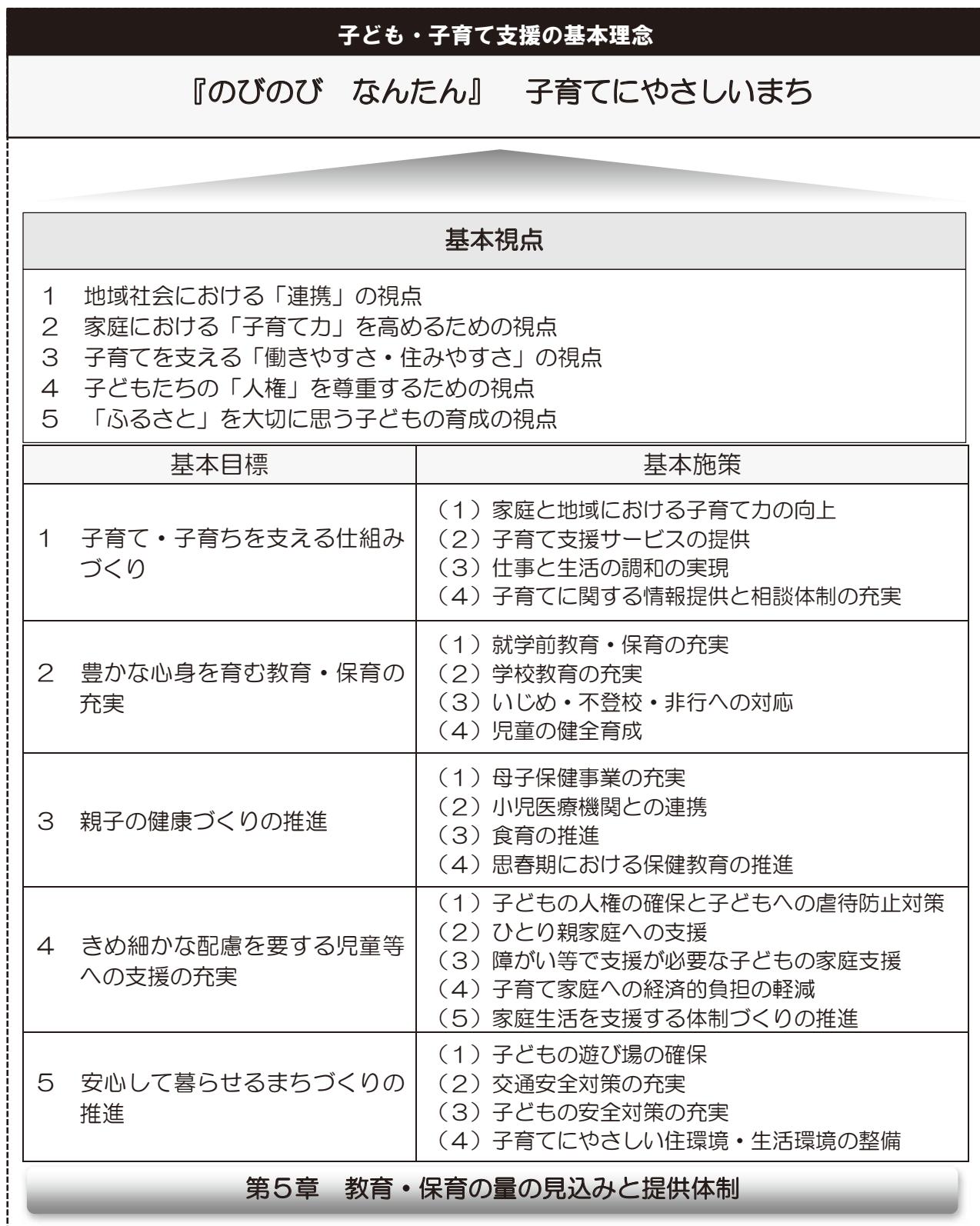
### ～ “のびのび子育てできるまち”の実現に向けて ～

指 標	単 位	実績値		目標値
		2018年 (平成30年)	2024年 (令和6年)	
子育ての感想「とても楽しい」「楽しい」の割合（※就学前児童アンケート（保護者向け））	%	75.4	↑ (上昇)	
子育ての感想「とても楽しい」「楽しい」の割合（※小学生アンケート（保護者向け））	%	73.0	↑ (上昇)	

指標設定の考え方	子どもがのびのびと明るく元気に育つためには、子育ての基本となる家庭において、保護者も子育てを楽しめることが重要であると考えます。そのためには、保護者があらゆる意味でゆとりを持てるように、地域、教育機関、子育て関連施設、事業者等、本市の子育て支援に関わる多様な主体が一丸となって様々な取り組みを進める必要があり、そうした取り組みの成果を測る指標として上記指標を設定します。
----------	---

## 5 施策の体系

子ども・子育て支援の基本理念、それを実現するための基本視点、基本目標に基づく施策について、次に体系図として示します。



## 第4章 総合的な施策の展開

### 基本目標1 子育て・子育ちを支える仕組みづくり

#### (1) 家庭と地域における子育て力の向上

##### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇子育てを主に行っている方は、就学前・小学生の保護者ともに5割程度が「母親」  
(※ニーズ調査より)
- ◇参加しやすく行きやすい保護者の交流の機会づくりが必要(※ヒアリング調査より)
- ◇保育所以外でも同年齢の子が集まれる場所があつたらいい(※その他意見聴取より)

#### ■現状と課題

少子化と核家族化が進む中で、育児に対する不安の増大や、子育ての孤立化が危惧されます。家族・地域それぞれの子育て力を高め、連携を強め、地域全体で子どもの成長を見守り、支える環境づくりが求められています。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①パパママ教室・健診など母子保健事業での情報提供	子育てに対する不安を軽減するため、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談にて子育ての情報を提供するほか、個別相談に応じ、安心して子育てできるよう支援します。	保健医療課
②家庭教育力、家庭養育力の向上	家庭の教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。子育てすこやかセンター事業として、平日が仕事の父親にも参加しやすい「日曜講座」を実施し、家庭の養育力の向上を図ります。	社会教育課 子育て支援課
③育児支援に係る講座等の実施	子どもとの関わり方、子育ての仕方に不安を抱く親への支援として、講座等を開催します。 例えば就学前や発達支援が必要な子の親を対象にペアレントトレーニング*を実施します。 子どもが泣くことへの理解と対処の方法、正しい抱っここの仕方などの手法を学ぶ機会や、子どもとのふれあいの大切さを感じることのできる親子のコミュニケーションの機会等を提供します。 また、子育てすこやかセンター事業として、子育て講座を開催します。	社会福祉課 子育て支援課

\* ペアレントトレーニングは、保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと

施策名	施策・事業内容	担当課
④子育て広場事業の充実	<p>就園前の乳幼児の親子を対象として、絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、豊かな情操を育みます。</p> <p>また、育児相談、交流、保護者の学びの機会として講座を開催し、講師にはその分野に応じ、ボランティアや保健師、栄養士、助産師等を迎え、育児についての不安軽減、解消を図ります。</p>	子育て支援課
【新規】 ⑤乳幼児と地域の子どもたちとのふれあいの推進	<p>小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、小・中学生と子育て家庭の両者が生活の中で自然に交わり、お互いを知る機会を設けます。</p> <p>小・中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、子どもの成長を見通すことのできる機会とします。</p>	子育て支援課
⑥子育てに関するNPO法人、ボランティア、サークルとの連携	<p>地域の人材を活かした子育て支援をめざして、子育て支援に関するNPO法人と連携し、課題解決に向けた取り組みを協働で進めます。</p> <p>また、子育てに関するボランティアやサークルグループに対し、情報提供や交流等の機会を持ち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。</p> <p>さらに、交流や研修の機会の一環として、京都府主催事業への参加も推奨します。</p>	子育て支援課

## (2) 子育て支援サービスの提供

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇子どもが保育所等を休んだ際、両親のいずれかが仕事を休んだ経験のある保護者のうち、病児・病後児施設の利用意向がある保護者は7割程度（※ニーズ調査より）
- ◇ファミサポの初回無料券の配布が令和元年度から始まっているが、浸透していないのではないか（※その他意見聴取より）

### ■現状と課題

子ども・子育て支援制度に基づき、すべての子どもと子育て家庭を支援するため、小学生の放課後の居場所や地域住民との交流ができる居場所も含め、地域での様々な子育て支援サービスの充実を図ります。（具体的な数値目標等は、第5章の4に掲載）

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①時間外保育事業（延長保育事業）	早朝と夕方の延長保育を実施しています。今後も継続して実施することとし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応します。	子育て支援課
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市内7か所（園部2、ハ木2、日吉2、美山1）で放課後児童クラブを開設し、家庭に代わる生活の場を確保し、該当児童の健全な育成を図っています。低学年の利用希望に対する提供体制の拡充と、高学年の利用希望に対する体制確保等の環境整備をめざし、既存施設の利活用や学校近辺での新設等、学校や関係機関との連携・調整などにより、引き続き実施体制の強化を図ります。	社会教育課
③子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	児童養護施設に委託し、保護者が児童の養育が困難になった場合、児童の養育を行います。	子育て支援課
④地域子育て支援拠点事業	直営による子育て広場事業は子育てすこやかセンターで、民間（NPO法人等）委託による子育て広場事業はハ木地域を拠点として、園部、日吉、美山地域に出張して実施します。 絵本の読み聞かせや遊びの紹介などには、社会福祉協議会登録ボランティアや、地域で活動されているサークル等を講師に招き、地域との交流、世代間の交流を図ります。 今後も利用者にとって、身近な場所での開催に努めます。	子育て支援課
⑤一時預かり事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かり事業を実施します。	子育て支援課

施策名	施策・事業内容	担当課
⑥病児・病後児保育事業	<p>病院や保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。</p> <p>①病児対応型・病後児対応型②体調不良児対応型③非施設型（訪問型）の3つの類型があります。</p> <p>京都中部総合医療センターでの開設、私立保育所での事業実施等について協議を進め、令和3年度からの病児対応型・病後児対応型での実施をめざします。</p>	子育て支援課
⑦ファミリー・サポート・センター事業	<p>子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。令和元年度から新規会員の初回利用に限り、4時間分の利用料全額助成を開始しています。</p> <p>今後も事業を必要とされている方への周知を図ります。</p>	子育て支援課
⑧乳児家庭全戸訪問事業	<p>育児についての正しい知識の普及を図り、様々な不安を解消して育児を支援するため、生後4か月までの全ての乳児及び母親を対象に、保健師や栄養士が訪問しています。</p> <p>乳児の身体計測、発育・発達状況の確認や育児相談、予防接種など市の保健事業を紹介するとともに、「おかあさんの健康アンケート」を実施し、母親の産後の不安、育児ストレスに対する支援を行っています。</p> <p>出生日・里帰り日等の情報を早めに得ることで、早期の訪問実施をめざします。長期里帰りの場合は、希望に応じて里帰り訪問の依頼を行います。</p>	保健医療課
⑨妊婦健康診査	<p>妊娠の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行します。</p> <p>受診券は、京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して、利用することができます。また、京都府外での受診には、償還払いに対応しています。</p> <p>妊婦歯科健診の公費負担制度として、1回分の妊婦歯科健診受診券を発行します。南丹市内の歯科医院で利用することができます。</p>	保健医療課
⑩養育支援訪問事業	妊産婦期から義務教育修了までの子育て期にある家庭で、支援を必要とする家庭に訪問支援員を派遣し、養育機能の充実を図る育児・家事援助と、保健師、助産師、看護師、保育士等の訪問による専門的相談により、支援を図ります。	保健医療課 子育て支援課

施策名	施策・事業内容	担当課
⑪利用者支援事業	<p>子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施します。</p> <p>保健医療課が実施する母子保健型と地域子育て支援拠点で実施する基本型とが連携した子育て世代包括支援センターの仕組みにより、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。</p>	子育て支援課 保健医療課
【新規】 ⑫実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設*等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成します。	子育て支援課

---

\* 特定教育・保育施設は、教育・保育の認定を受けることにより、利用できる幼稚園、保育所、認定こども園等の施設

### (3) 仕事と生活の調和の実現

#### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇母親の就労状況は、就学前・小学生の保護者とともに1年後に「就労していない」方が減少（※ニーズ調査より）
- ◇育児休業の取得状況は、「取得していない」父親が9割程度（※ニーズ調査より）
- ◇希望の就労時間に合う仕事が少ない（※その他意見聴取より）

#### ■現状と課題

性別や雇用の形態に関わらず、安心して子どもを産み育てることができる社会をめざし、男女共同参画や仕事と生活の両立の推進について、市民、事業者への啓発・周知等を行っていく必要があります。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①男女共同参画の推進	家庭や地域活動等において男女共同参画を推進するためには、性別を問わず家事や育児・介護・社会活動等に参画できるよう、社会全体で支える必要があり、このことは女性が働き続けるためにも重要な要素です。 このため、性別を問わず育児休業や介護休業の取得が促進されるよう啓発を行うとともに、子育て支援の充実などによってワーク・ライフ・バランス推進に努めます。	人権政策課
②仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。	人権政策課
③育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。	人権政策課
④働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起こらないよう、啓発を行います。	人権政策課
⑤多様な就労形態の普及	時短勤務や自宅勤務など多様な就業形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、事業者及び市民への啓発活動を行います。	人権政策課

## (4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇相談相手がない方が就学前・小学生の保護者ともに1割弱（※ニーズ調査より）
- ◇子育てに必要な情報の入手先は、就学前・小学生の保護者ともに「インターネット」が5割程度で「友人・知人」に次いで割合が高い（※ニーズ調査より）
- ◇保護者が気軽に子育てについて相談できる場、情報が必要（※ヒアリング調査より）

### ■現状と課題

子育て家庭からの相談に対応する、子育て支援課の窓口や地域子育て支援拠点施設、各幼稚園・保育所等の連携強化と専門的な対応力の向上が求められます。

子育てに関する情報は、適宜、市ホームページや広報紙などで発信しており、子育て支援課や地域子育て支援拠点施設でもパンフレットやチラシで情報提供に努めていますが、子育て家庭が必要とする情報やその入手方法の変化を把握し、今後も継続してきめ細かな情報提供に努めていくことが必要です。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①支援につなげる相談体制の充実と支援の実施	<p>子育て発達支援センターでは、専門職を配置し、心理・言語・運動などの発達についての相談を行っています。</p> <p>子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、養育相談を行っています。</p> <p>保健師、栄養士を中心に子育て相談等母子保健事業の中で相談を行っています。</p> <p>この他、保健医療課が実施する利用者支援事業母子保健型と、身近な相談場所として地域子育て支援拠点で実施する利用者支援事業基本型とが連携した子育て世代包括支援センターの仕組みにより、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。</p> <p>いずれもが気軽に相談できる場であることを周知し、機会の提供に努めます。</p>	社会福祉課 子育て支援課 保健医療課
②専門の心理士による専門相談の実施	<p>専門の心理士によるカウンセリングを通じて、保護者の不安を軽減するため、子育てすこやかセンターにおいて心理相談「こころの相談」を実施しています。</p> <p>利用者の心情に配慮した会場設定や、電話相談対応を行います。</p>	子育て支援課

施策名	施策・事業内容	担当課
③保育所、幼稚園、学校における相談体制の充実	保育所や幼稚園における子育て相談や小・中学校におけるスクールカウンセラー*、心の居場所センター*の配置を継続し、相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談できる体制づくりやその周知を図り、子育てにおける不安解消と非行や不登校の未然防止・早期発見に努めます。	子育て支援課 学校教育課
④情報提供体制の充実	子育て支援サービスや各種の情報を市ホームページの南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」で発信します。 また、南丹市公式LINEにおいても、最新の情報を発信します。	子育て支援課

\* スクールカウンセラーは、不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、児童生徒や保護者、教員の悩みや話を聞き、アドバイスをしたり考えたりすることを中心に行います

\* 心の居場所センターは、小・中学校の相談室等で、登校できるが教室に入りにくい児童生徒に対する学習支援や、相談活動を行うサポート員のこと

## 基本目標2 豊かな心身を育む教育・保育の充実

### (1) 就学前教育・保育の充実

#### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇定期的に利用したい教育・保育事業の第1希望は「認可保育所」が5割以上（※ニーズ調査より）
- ◇定期的に教育・保育を利用したい理由は「子どもの教育や発達を第一に考えているから」の割合が最も高い（※ニーズ調査より）

#### ■現状と課題

施設内環境の工夫や家庭との連携実践を通じて、生きる力と豊かな心を育成するため、幼児の成長過程に応じた適切な指導や教育を行っています。また、安全性と快適性を確保するとともに、近年の保育需要の増加にも対応できるように施設の配置について検討します。加えて、教育・保育の根底を担う職員の確保と質の向上に努めます。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①保育所、幼稚園施設の整備	低年齢児の保育希望が増えていることを踏まえ、令和3年度開設の予定で園部地域での私立保育所の誘致を進めます。 併せて、他の地域についてもニーズの把握に努め、教育・保育施設や設備の適正規模や、必要な整備に向けた検討を行います。	子育て支援課
②教育・保育内容の充実と職員の資質の向上	保育所・幼稚園・幼児学園職員連絡協議会を立ち上げ、就学前教育・保育に携わる職員の交流と研鑽を重ねています。その成果を子どもたちへの教育・保育に活かします。 自己評価・保育の評価を行うことで、幼児の学びを捉える目を養い、教育力を高め、教諭・保育士の資質向上に努めます。 また、私立幼稚園においては、京都府私立幼稚園連盟・口丹波地区私立幼稚園協会により年間を通じて充実した研修を行い、職員の資質向上が図られています。 今後は、公立・私立の交流により、双方の資質の向上をめざします。	子育て支援課

施策名	施策・事業内容	担当課
③末就園親子の支援の充実	<p>集団の中での遊びを通じ、未就園児の心身の健全な発達を促すとともに、親同士が子育てを学び合う場として「すこやか学園」を、聖家族幼稚園では「つぼみくらぶ」を開設しています。</p> <p>子どもの個性を考慮しながら親子で過ごす場を提供するとともに、教諭と子どもや親との信頼関係を築き、適切な親育て・子育て支援ができるよう教諭の資質向上に努めます。</p>	子育て支援課
④保・幼・小・中連携教育研究事業の充実	<p>保育所・幼稚園・小学校が連携し、「もうすぐ1年生体験入学推進事業」を全域的に実施しています。</p> <p>学校区毎に保育所・幼稚園と小学校が「新入生の入学体験」、「小学校の出前授業」、「園児と小学生の交流事業」等を実施することにより、保育所・幼稚園と小学校のスムーズな接続を図ります。</p> <p>また、中学校ブロック毎に校区内の保育所・幼稚園を含めた（保）幼・小・中連携教育研究事業の取り組みにより、就学前指導及び義務教育9年間を見通して、校種間連携による円滑な接続を図り、幼児、児童生徒一人ひとりの豊かな学びと育ちを促す教育実践研究を推進しています。</p>	学校教育課 子育て支援課
⑤預かり保育の推進	幼稚園において教育活動終了後に子育て支援の一環として保育を実施するもので、公立2か所（園部幼稚園、八木中央幼稚園）、私立1か所（聖家族幼稚園）で、今後も継続して実施します。	子育て支援課

## (2) 学校教育の充実

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇学習習慣の定着が必要（※ヒアリング調査より）
- ◇一人ひとりが助け合えることを教育で培ってほしい（※その他意見聴取より）
- ◇子どもたちが自分たちの市のことをもっと知ることが必要ではないか（※その他意見聴取より）

### ■現状と課題

平成31年3月に策定した「第2次南丹市教育振興基本計画」では、本市の教育の基本理念（南丹市のめざす市民像）を「人権が尊重される温もりある地域社会の一員として、自然と文化の薫り高い『ふるさと南丹市』を愛し、生涯にわたって主体的に豊かに学び続け、ともに生きようとする市民」と設定しています。

その実現に向けて、家庭や学校・地域社会がそれぞれの教育機能を發揮しながら相互に連携し、地域との関わりの中で子どもたちの教育を推進することが求められます。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①豊かな人間性の育成	「主体的・対話的で深い学び」を実現し、次代に対応できる人材育成ができるよう学校教職員の指導力向上等により、児童生徒の確かな学力の定着と論理的思考力の育成を図ります。	学校教育課
②安心して学べる環境の構築	すべての教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、誰もが楽しく安心して学び、生活できる環境を整えます。	学校教育課
③「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出	本市の豊かな自然環境や、そこで育まれた文化や歴史、先人の知恵や工夫の素晴らしさを体感する機会や環境の創出に努め、子どもたちの感性を磨くとともに、地域への愛着を高めます。その実現のために、地域社会を支える仕組みや、地域社会を支えてきた「人・もの・こと」を広め、発展・継続していくための様々な学習機会を創出します。	学校教育課
④文化芸術の継承・発展による文化力の向上	地域が持つ文化や芸術の魅力を発掘・整理するとともに、子どもたちがその魅力を発信・受信する楽しみを味わい、共有する機会の充実に努めます。	学校教育課
⑤ダイバーシティ*教育の推進	子どもたちが、障がいの有無や、国籍などの違いによる多様性を、互いの個性として尊重し、認め合うことのできる意識の醸成を図ります。	学校教育課

\* ダイバーシティ（diversity）とは、「多様性」を意味する言葉で、ダイバーシティ教育は、一人ひとりの個性が多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促す教育となる

施策名	施策・事業内容	担当課
⑥自己肯定感・有用感の育成	就学前を含めた校種間連携や、学校以外の地域における子どもの居場所づくり等を通じて、子どもが地域社会の一員として、役割を担い、地域で活躍・貢献することで、自己肯定感・有用感の育成を図ります。	学校教育課
⑦教育環境の整備	平成31年3月に策定した「第2次南丹市教育振興基本計画」の趣旨に基づく教育環境整備について、安全・安心な学校づくりを最優先しながら具現化を図ります。 学校施設の大規模改修を主とした「安全・安心な教育環境整備」のほか、快適な教育環境の整備や、ICT*環境の整備を図るとともに、本計画に基づく具体的な施策の展開を図っていきます。	教育総務課
⑧教職員の資質向上	「特別支援スキルアップ講座」、「教務運営研修講座」、「学校経営・運営研修講座」など各年代に応じてその資質や能力を高める継続的研修講座を実施します。 また、「南丹市夏季研修大会」、「教育課程南丹市研究大会」など全教職員を対象とする研修会を実施します。 さらに、管理職の指導・助言のもと自己評価システムを活用するなど、教職員の専門性・指導力の向上を図ります。	学校教育課

\* ICT (Information and Communication Technology) とは、「情報通信技術」のこと

### (3) いじめ・不登校・非行への対応

#### 【関連する市民の主な意見等】



◇過去の子育て広場利用者でも、小・中学校入学後に学校に行けていないというケースを耳にすることがある（※ヒアリング調査より）

#### ■現状と課題

いじめや不登校などを未然に防止し、発生後は早期解決を図るため、悩みを抱える子どもや保護者に対し、専門的な立場から児童生徒のケアにあたるスクールカウンセラーを配置し、相談活動の充実に努めています。

今後も、専門家の育成や関係機関・地域関係者などとの連携を強化するとともに、特にいじめの防止等については「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」等の組織の活用による取り組み強化が求められます。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①未然防止、早期発見の体制づくり	全小・中学校を対象にしたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー*、心の居場所センターの教育相談等も活用し、学校全体でいじめや不登校などの未然防止、早期発見・早期解決に向けた体制づくりに取り組みます。	学校教育課
②家庭・地域・学校との連携と啓発の推進	要保護児童対策地域協議会*や京都府家庭支援総合センター、保健所等と連携し家庭支援を進めるとともに、学校と警察の連携による非行防止の取り組みを実施します。 今後、いじめ防止に係る関係機関や地域関係者などとの連携を促進します。	学校教育課
【新規】 ③不登校に係る教育相談の実施	不登校の悩みなどに応える教育相談活動や情報提供等を通して、児童生徒の社会的自立に向けた支援及び保護者支援の充実を図ります。	学校教育課
【新規】 ④適応指導教室の運営	南丹市適応指導教室「さくら」において、様々な理由で学校に行きたくても行けない児童生徒を対象に、教室長や支援員による相談活動や一人ひとりの状況に応じた適応指導を行います。	学校教育課

\* スクールソーシャルワーカーは、不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、問題が起こっている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会などの機関との橋渡しのようなことを中心に行います

\* 要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関等により構成される組織

## (4) 児童の健全育成

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇横だけではなく、縦のつながり（学年、世代を越えたつながり）が必要  
(※その他意見聴取より)
- ◇今ある環境でできるだけいろんな体験ができればよい（※その他意見聴取より）
- ◇いろんな体験を今の子どもたちにもしてほしい（※その他意見聴取より）

### ■現状と課題

子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちを地域全体で守り、安心して学び、遊ぶことができ、心身ともに健やかに成長できるまちづくりに向けて、地域の多様な公共施設や地域活動等を有効活用した事業の推進が求められます。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①図書館事業の充実と家庭・学校・地域での読書活動の推進	図書館が子どもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、事業の充実に努めます。 また、身近な楽しい空間になるよう、季節ごとに図書館講座（工作会）等の開催、市内小・中学生を対象にしたオーサービジット（作家とのふれあい）事業の開催を継続します。 さらに、家庭・学校・地域、庁内の他課と連携し、子どもの読書の推進に取り組みます。	社会教育課
②児童館機能の拡充	子どもたちの遊びや活動の拠点のひとつである児童館の機能を、有効活用して利用を促進します。	人権政策課
③生涯学習事業の充実	体験活動への参加者の拡大を図り、親子のふれあいを推進します。	社会教育課
④国際交流事業の推進	南丹市国際交流協会と連携し、グローバルな視野と感覚をもった青少年を育成するため、「多文化共生」をキーワードに国際理解の推進に努めます。 また、京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々との異文化交流事業を進めます。 サイパン島青少年らの訪日団と市内中学生との交流会を実施します。 子どもたちのための国際理解事業として、外国の遊びを外国人とともに体験するといったイベントを実施します。 京都府内に住んでいる外国人留学生と市内在住の外国人、市内の子どもたちを対象に交流事業を実施します。 今後も、外国人と子どもたちを対象に、相互の国際理解に寄与するイベントを開催するほか、国際理解・国際交流活動を行うボランティアに情報提供等の支援を行います。	地域振興課

施策名	施策・事業内容	担当課
⑤体験学習の推進	<p>体験講座や生涯学習事業など地域資源を活かした親子の体験活動を実施しています。</p> <p>味噌づくりなどの郷土食の伝承講座も開催しています。</p> <p>移築民家や中庭を活用した取り組みを生涯学習事業等と連携し展開するとともに、郷土資料館での体験事業は、事業内容が恒常化していることから、新たなメニューを取り入れ、参加拡大の方策を検討します。</p>	社会教育課
⑥放課後の安全・安心な居場所づくり	放課後子供教室の開催個所数を小学校ごとに1か所開催できるよう進めます。	社会教育課
⑦スポーツ活動の充実・参加促進	<p>子どもの健全育成を図るため、一人でも多くの子どもがスポーツの楽しさや達成することの喜びを感じできるよう、いつでもだれでもスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。</p> <p>年齢に応じた基礎運動能力を身に付けるため、幼児期から小・中学生まで、細かいカテゴリーでスポーツを楽しく経験できる場を提供します。</p> <p>スポーツ少年団をはじめ、スポーツ協会など関係団体と協力し、親子で参加できるなど、様々なスポーツ事業を実施します。</p> <p>スポーツ少年団と協力して、指導者や保護者を対象とする研修会を実施するなど、子どもたちがスポーツを通じて、心身ともに成長できるよう指導力の向上を図ります。</p>	社会教育課

## 基本目標3 親子の健康づくりの推進

### (1) 母子保健事業の充実

#### 【関連する市民の主な意見等】



◇妊娠から出産までの期間に感じたストレスは、「妊娠経過」「産後の育児」の割合が高い（※ニーズ調査より）

#### ■現状と課題

安心して、子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるように、保健・医療・福祉の各分野が連携を図りながら取り組みを進める必要があります。

加えて、親自身の心身の健康促進も図り、母子保健の充実に努めすることが求められます。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①パパママ教室の充実	親となり、子育てすることへの心身の準備と、産前産後の不安の軽減・解消を図るために支援を行います。 「パパママ教室」を実施し、出産に向けて心と体のケアと栄養の話や交流を通して、パパママの仲間づくりや、心と体の準備や食生活を見直すきっかけづくりを行います。 パパママの参加率を高めるため、教室内容を見直しながら実施します。	保健医療課
②妊娠・出産・産後支援の実施	すべての人が安心して妊娠期を過ごし、出産・子育てに向かえるよう、妊娠届出窓口を一本化し、保健師等専門職が面接を行っています。 不安や心身の不調を持つ妊婦に対しては、医療機関を始め関係機関と連携し、個々のニーズに応じた支援につなぎます。 また、妊婦健診や新生児訪問、産前産後サポート事業、産後ケア事業、産婦健診等を通じ支援が必要な方を把握し、妊産婦の状況を踏まえ、育児支援や家事支援といった具体的な支援を図ります。	保健医療課 子育て支援課
③育児教室の充実	離乳食教室、1歳すぐすぐ教室、親子教室等を実施し、離乳食実技や子どもとの遊びを紹介・実践することで、子育て力を高め自信を持って育児できる環境を整えています。 事業内容を見直しながら継続して実施します。	保健医療課

施策名	施策・事業内容	担当課
④健康診査事業の推進	<p>小児科医と歯科医による診察・身体計測、各発達段階に応じた発達検査等を行い、乳幼児の疾病及び障がいを早期発見するとともに、栄養指導、保健指導を実施しています。</p> <p>また、健診の中で心理士や作業療法士の相談の場を設け、専門的なアドバイスを行っています。</p> <p>健診などの事業の重要性について啓発するとともに、関係機関と連携しながら、未受診者・未参加者の事業への参加促進と家庭訪問等での支援、フォローワー体制の強化に努めます。</p>	保健医療課
⑤乳幼児の事故防止・救急処置の啓発	<p>健診時にパンフレットを配布し、保健指導時に、事故防止や安全対策、救急処置の啓発を行っています。</p> <p>定期的な啓発が必要であるという認識のもと継続して実施します。</p>	保健医療課
⑥予防接種の推奨	<p>疾病予防のため、予防接種を適切に受けられるよう乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等、様々な機会を通し、予防接種の接種勧奨を実施しています。</p> <p>今後も、健診、訪問、相談、個別通知等で予防接種未受診者への接種勧奨を行います。</p>	保健医療課
⑦不妊治療に関する意識啓発と相談体制の整備	<p>広報誌や市ホームページ上に不妊治療助成金制度について掲載し、情報提供を行います。</p> <p>なお、不妊治療に関する相談や悩みはプライバシーに配慮しながら、関係機関の紹介等を行います。</p>	保健医療課

## (2) 小児医療機関との連携

### 【関連する市民の主な意見等】



◇小児科、小児精神科等の専門の相談機関の開拓と保護者への周知が必要  
(※ヒアリング調査より)

### ■現状と課題

保護者に対して、子どもの発育などの悩みを気軽に相談できることや、かかりつけ医をもつことの重要性や市内医療機関等の情報を伝えています。

今後も継続して医療に関する情報提供を行うとともに、適切な医療が受けられる体制の構築に向けて、地域の医療機関と引き続き連携することが必要です。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①地域医療との連携と情報提供の推進	地区医師会と連携し、医療情報や予防接種情報など情報収集し、保護者へ情報提供しています。 地域医療の充実のため、京都中部総合医療センターや地域の小児科医療機関、京都府等の関係機関と連携強化を図ります。	保健医療課
②かかりつけ医の普及	子どもの発育や疾病等を気軽に相談でき、適切な医療を受けるために、かかりつけ医を持つよう、相談や訪問、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて啓発します。併せて、医療機関に協力を求めます。	保健医療課

### (3) 食育の推進

#### 【関連する市民の主な意見等】



◇いろいろな経験ができる（自然体験・農業体験等）といい（※その他意見聴取より）

#### ■現状と課題

子どもの成長過程にあわせた栄養の基礎知識の普及、家族で食事をする楽しさや団らんの大切さ、「食」の大切さの啓発に向けて、関連する事業の内容や栄養指導の場の充実とともに、子どもの「孤食」の防止や望ましい食習慣の獲得なども含め食育について、啓発していくことが必要です。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①「食」についての啓発	<p>育児支援事業や母子保健事業を通じて栄養の基礎知識の普及や食育を行っています。離乳食時期の調理実習も含め、具体的に調理し、与え方を指導しています。</p> <p>また、段階的に各乳幼児健診の栄養相談で適切な栄養補給と食育について啓発を行っています。</p> <p>地域においては、南丹市食生活改善推進員などと連携し、試食体験や調理実習などを開催します。</p>	保健医療課
②離乳期における食の指導の充実	<p>離乳食教室を実施し、調理実習、だしの試飲、離乳食の試食等を取り入れています。</p> <p>乳幼児健診や、子育て相談で個別栄養相談を実施し、子ども一人ひとりの成長に応じた食事が摂取でき、「食」を通じて親子の絆を深め安定した子育てができるよう支援しています。</p>	保健医療課
③給食などを通じた食に関する指導の充実	<p>保育所では、食べることが生きる力につながる大事なこととしてとらえ、統一の食育計画に基づき、日々の保育を実践しています。</p> <p>学校では、給食を通して食の大切さを啓発するとともに、各学校の「食に関する指導計画」に基づき、教科等に関連づけた授業等を実施し、給食だより等を通じて食の大切さ等を指導します。</p> <p>また、給食週間等の啓発期間を設定します。</p>	子育て支援課 学校教育課

施策名	施策・事業内容	担当課
④家庭における食育の推進	乳児後期健診で保護者の尿中塩分測定を実施し、親子で減塩に取り組めるよう啓発を行っています。適切な食生活が、乳幼児期から学童期、思春期へと継続されるように、保育所や幼稚園、学校と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組みます。	保健医療課
⑤農業体験などの実施	保育所、幼稚園では野菜づくりや芋掘り等の菜園活動やクッキング等、「楽しく食べること」を大切にし、子どもが楽しみながら「食」を体験する多くの機会をつくります。	子育て支援課
⑥健康づくり推進協議会による「弁当の日」の推進	健康づくり推進協議会構成団体の支援により、市内の小学校で、生きる力を育む「弁当の日」を実施しています。 各小学校の特色を活かしながら、野菜づくり、調理実習、保存食づくりを実施し、食への感謝、調理力が身についてきています。 今後も地域と学校と連携を取り支援を行ないます。	保健医療課 学校教育課
⑦府内食育推進委員会による食育推進	府内食育推進部会による会議を定期的に開催し、連携を行なっています。また、ケーブルテレビ、広報誌を通じて、食育の啓発を幅広く行っています。 また、南丹市食育ロゴマークの利用施設の増加に向けて取り組んでいます。 今後も南丹市健康増進・食育推進計画に基づき、食生活と健康、食文化の継承、風土を活かした食育、食とコミュニケーションの4つの分野を広く啓発し、食がひとつとなり、まちづくりとなるよう推進を図ります。	保健医療課

## (4) 思春期における保健教育の推進

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇一人ひとりが助け合えることを教育で培ってほしい（※その他意見聴取より）
- ◇中学生の時から低年齢の子どもとの関わりをつくっていくことが大切  
(※その他意見聴取より)

### ■現状と課題

成長段階に応じた性に関する指導、喫煙や飲酒・薬物の有害性に関する正しい情報の提供、心の健康に関する指導や相談の体制を整え、本人だけではなく、保護者からの相談に応じるように努めています。

今後は時代や社会情勢等、子どもたちの成長に影響を及ぼす様々な環境の変化に対応した指導を行っていくことが求められます。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①性教育の推進	赤ちゃん訪問時に、母親に対し受胎調節指導を行い、性に関すること、生命の大切さ等について知識の普及を図ります。 学校から希望があれば、性教育の教材として赤ちゃん人形等の貸し出しを行います。 各小・中学校の性教育年間計画をもとに、発達段階に合わせ、性に対する意識向上及びその普及推進に努めます。	保健医療課 学校教育課
②喫煙・飲酒・薬物に 関わらせない教育 の推進	未成年者の喫煙・飲酒・薬物等の害について正しい知識の普及啓発を進めるため、市内の学校で保健所と協力して喫煙・飲酒・薬物に関わらせない教育を実施します。 小・中学校への健康アンケートを通じて、子どもたちの現状に関して学校と共有し、啓発します。	保健医療課
③乳幼児とのふれあい活動の推進	保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。 また、小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、乳幼児とのふれあいの場を提供し、小・中学生が命の大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を作ります。	学校教育課 子育て支援課
④児童生徒の教育相談の推進	児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーを配置しています。	学校教育課
⑤学童・思春期の子どもをもつ保護者への相談の推進	相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めます。	学校教育課

## 基本目標4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実

### (1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策

#### 【関連する市民の主な意見等】



◇児童虐待の防止に重要なことは、就学前・小学生の保護者ともに「配偶者や家族の育児への協力」が6割以上（※ニーズ調査より）

#### ■現状と課題

平成30年12月に国が策定した児童虐待防止対策体制総合強化プラン等において、児童虐待防止対策の強化に向け、市町村の体制と専門性強化がこれまで以上に求められています。

これまでの子どもを虐待から守るための知識の普及といった啓発活動、地域や関係機関の見守りの推進に加え、相談支援体制や関係機関の連携強化等について、今後のさらなる充実が求められます。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①主任児童委員、民生児童委員との連携	市内の親子の様子を把握し、家庭教育の啓発を行うため、様々な機会を通じて主任児童委員、民生児童委員との連携を図ります。 関係機関や学校との連携強化により、問題が発生した時には迅速に対応できる体制を確立するほか、継続して要保護児童*、要支援児童*への個別対応と連携を行います。 また、登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活実態把握に努めます。	福祉相談課 子育て支援課
②「子どもの人権110番」の周知	京都府人権擁護委員連合会の電話相談・メール相談の周知に努めます。 いじめ・児童虐待など子どもの人権に関わる問題の解消に努め、広報活動にも努めます。	人権政策課
③児童虐待防止についての啓発	保護者が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診等様々な場面・事業において保護者に寄り添います。 訪問や健診のほか、地域子育て支援拠点事業を通じて保護者に寄り添い、日常的に支援できる地域でのサービス等についても紹介します。	保健医療課 子育て支援課

\* 要保護児童とは、児童福祉法において、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童、または保護者のいない児童

\* 要支援児童とは、児童福祉法において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童で、要保護児童の下位の概念

施策名	施策・事業内容	担当課
④関係機関による児童虐待の早期発見	<p>妊娠届時の面接から、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育て相談等あらゆる保健事業を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>乳幼児健診未受診者の中で虐待リスクの高い場合がみられることから、未受診家庭の状況を把握とともに、未受診とならないよう産前産後からの関係づくりに努めます。</p> <p>また、所属での見守りを実施している保育所、幼稚園、学校と子育て支援課が連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。</p>	保健医療課 子育て支援課
⑤児童虐待未然防止の相談体制の充実	<p>子育て支援課に家庭児童相談員による家庭児童相談窓口を設置し、京都府家庭支援総合センターと連携しながら、子どもや家庭の問題に対する適切な支援に努めます。</p> <p>保健師や栄養士等は、日常業務の中で相談対応を行っています。</p> <p>子育て発達支援センターに専門職を配置し、発達支援相談事業として、発達相談・OT*相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行う中で、保護者支援を行っています。</p> <p>また、いずれの相談窓口も、気軽に相談できる「場」であり「人」であることを周知するとともに、専門性の向上と体制の充実を図ります。</p>	子育て支援課 保健医療課 社会福祉課
⑥要保護児童対策地域協議会の組織強化	<p>適切かつ早期の対応を図るために、要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関によるケースの進行管理を定期的に実施しています。</p> <p>今後も保健・医療・福祉・教育などの関係機関と地域との連携をより一層強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、要保護児童対策地域協議会を通じて、具体的な支援を進めます。</p> <p>また、子ども家庭支援全般に関わる業務と要支援児童及び要保護児童等への支援業務を一体的に行う子ども家庭総合支援拠点*の整備を進めます。</p>	子育て支援課

\* OTとは、Occupational Therapy の略で作業療法のこと。スムーズな社会生活が送れるように、こころとからだの機能改善を行う

\* 子ども家庭総合支援拠点とは、児童福祉法に基づき市町村が設置する、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施するための拠点

## (2) ひとり親家庭への支援

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇就学前・小学生の保護者ともに「配偶者はいない」(=ひとり親世帯)が1割弱  
(※ニーズ調査より)
- ◇子ども食堂の利用者などでも、経済的に困窮しているという方は見られない一方で、夜は家に帰ったら一人になるというお子さんはいるようだ(※ヒアリング調査より)

### ■現状と課題

ひとり親家庭の負担を軽減し、働きやすく子育てしやすい環境を確保するために、相談支援、就労支援、生活支援など総合的な支援について、ひとり親家庭の自立を支援する視点で取り組んでいくことが重要です。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①ひとり親家庭の相談体制の充実	民生児童委員の活動として、各町民生児童委員協議会に担当部会を設け、母子寡婦福祉会との交流やひとり親家庭の現状把握、研修活動などを実施し、地域における相談体制の充実を図っています。 また、母子・父子自立支援員と家庭児童相談員が連携し、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるように相談支援に努めます。	福祉相談課 子育て支援課
②ひとり親家庭の就労支援	自立に向けた就労支援の一環として、保育所入所への優先基準を設けています。 母子・父子自立支援員が職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。 就職のための資格取得のために自立支援教育訓練交付金、高度職業訓練促進給付金・修了支援給付金の給付事業を実施しています。	子育て支援課
③ひとり親家庭の経済的負担の軽減	各種手当の支給や福祉医療費支給事業により医療費の助成を行い、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減します。	子育て支援課

### (3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援

#### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇市のスクールバスと比べ、特別支援学校のバスの停留所は限られている中で、保護者のバス停までの送迎が負担（※ヒアリング調査より）
- ◇早くから療育をしていくことで、大人になってからの自立につながる（※その他意見聴取より）

#### ■現状と課題

障がい等で特別な支援が必要な子どもに関しては、成長段階に応じた切れ目のない支援を行っていくことが基本であり、保健、医療、福祉、保育、教育、就労等関係機関との連携をより強化し、子どもの成長と自立を支援できるように取り組んでいくことが重要です。

また、乳幼児健診などで把握された、発達上支援が必要な子どもの保護者が相談や支援を受けやすくなるよう、取り組んでいくことが重要です。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①障がいの早期発見・療育指導の推進	発達の遅れや、その疑いへの気づきの場であるという認識のもとで乳幼児健診を行い、必要に応じて子育て発達支援センターの相談や医療機関につなげます。 保育所・幼稚園、子育て発達支援センター等関係機関と連携し、保護者の気持ちに寄り添いながら、気持ちを大切にし、必要な人には療育利用を勧めます。	保健医療課
②療育支援体制の充実	子育て発達支援センター内の「つくし園」（社会福祉協議会へ療育事業を委託）で、親子療育と単独療育を実施しています。	社会福祉課
③専門的育児支援の充実	子育て発達支援センターに心理士、作業療法士といった専門職を配置し、早期発見・早期療育を推進しているほか、南丹圏域の花ノ木医療福祉センターとも連携を密にし、対応しています。 また、定期健診時の相談や、保育所・幼稚園への巡回・学校訪問も実施しています。	社会福祉課
④相談体制の充実	社会福祉課内に相談専門員を配置し、特別支援学校や福祉機関と連携しています。 子育て発達支援センターで実施している相談業務の中でも対応しています。	社会福祉課
⑤障がい児保育の充実	きめ細かな保育を実施できるよう、保育士の加配を行います。	子育て支援課
⑥特別支援教育の充実	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への支援の一層の充実を図ります。また、特別支援教育に係る研修を通年で実施し、指導者の資質向上を図ります。	学校教育課

施策名	施策・事業内容	担当課
⑦放課後における過ごし方の支援	<p>保護者が就労等により、扈間家庭にいない児童については、放課後児童クラブや放課後等ディサービス*などで放課後における過ごし方を支援します。</p> <p>放課後児童クラブでは、障がい等で支援が必要な子どもが安心して放課後を過ごせる場となっているかに視点を置き、必要に応じて受け入れを行っています。</p> <p>集団での過ごし方の検討や支援員の専門性の確保が課題となっています。</p> <p>今後も引き続き、受け入れ体制を確保しながら、支援が必要な子どもへの対応に関する支援員研修の充実を図ります。</p>	社会教育課
⑧交流機会の充実	青少年活動事業では、障がいのある子ども等との交流やボランティアをはじめ地域とのふれあいを高めるため、事業を推進します。	社会教育課
⑨医療費の助成	福祉医療費支給事業により、医療費の助成を行い、障がいのある子どもがいる家庭の経済的な負担を軽減します。	社会福祉課
<b>【新規】 ⑩外国につながりのある児童への支援</b>	言葉や習慣の違いのある外国につながりのある児童やその保護者が安心して暮らせるよう、教育・保育サービス等の円滑な利用の推進等に努めます。	子育て支援課

---

\* 放課後等ディサービスとは、通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供するサービス。本市では放課後等ディサービス事業所にて実施している

## (4) 子育て家庭への経済的負担の軽減

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇望ましい子育て支援施策は、就学前・小学生の保護者ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」の割合が高い（※ニーズ調査より）
- ◇家庭環境が厳しすぎて貧困の連鎖がおこる（※ヒアリング調査より）

### ■現状と課題

子どもの健やかな成長を願い、子育て家庭の負担軽減のため、各種助成や支給制度を実施しています。制度面での変更がある場合、転入者への対応などに留意しながら、適切な利用を促進していくことが必要です。

市の独自の助成等は、少子化対策、定住促進事業として位置づけ、今後の実施については事業評価を踏まえ、総合的な検討が必要です。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①子どもの医療費の助成	子育て支援医療費の助成は、0歳から中学校卒業までの子さんを対象に、入院・通院にかかる医療費（保険診療分のみ）を医療機関等で受給者証を提示する方法で助成します。 すこやか子育て医療費の助成は、16歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費（保険診療分のみ）を償還払いにより助成します。	子育て支援課
②子育て手当の支給	南丹市居住者で、5歳未満の児童を養育している人に、申請により手当を支給します。	子育て支援課
③子宝祝金の支給	南丹市居住者で、児童を出産、養育する保護者に対し、申請により祝金を支給します。	子育て支援課
④入学祝金の支給	南丹市居住者で、小・中学校に入学する児童を養育している人に、申請により祝金を支給します。	子育て支援課
⑤児童手当の支給	中学校修了までの児童を養育している人について、申請により手当を支給します。なお、児童が施設入所している場合を除きます。	子育て支援課
⑥児童扶養手当の支給	18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。 なお、児童が施設入所している場合や公的年金等の受給により、手当を受けられない場合があります。	子育て支援課

施策名	施策・事業内容	担当課
⑦特別児童扶養手当の支給	20歳未満の児童で心身に障がいがある子どもを養育・介護されている方に手当を支給します。 随時受付し、京都府が決定します。 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる場合、児童福祉施設などに入所している場合を除きます。	社会福祉課
⑧不妊治療費の助成	子どもを希望しながら不妊症のために子どもに恵まれない夫婦に対して、経済的負担を軽減するため不妊治療に要する費用の一部を助成します。	保健医療課
⑨要保護・準要保護児童生徒*援助費の支給	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費、給食費等学校で必要な費用の一部を援助します。 制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	学校教育課
⑩特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等学校で必要な費用の一部を援助します。 制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	学校教育課

\* 要保護・準要保護児童生徒とは、生活保護法による保護を受けている世帯、および保護を必要とする状態にある世帯に属する児童・生徒、また、生活保護を受けるほどではないが、それに準じる程度に困窮している世帯に属する児童・生徒

## (5) 家庭生活を支援する体制づくりの推進

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◊家庭環境が厳しすぎて貧困の連鎖がおこる（※ヒアリング調査より）
- ◊保護者自身が生活能力、育児能力に欠けるケースでは、役所の事務手続きや学校からのおたよりの内容の把握の支援が必要（※ヒアリング調査より）

### ■現状と課題

国では、平成26年8月策定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

本市においても、平成30年に実施した「南丹市子どもの生活状況調査」から、困難を抱える子どもやその保護者、生活困難な家庭基盤の深刻な状況等が明らかになっており、令和元年度に策定する「南丹市子どもの貧困対策推進計画」に基づく、子どもの貧困対策に関する取り組みの推進が求められています。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
<b>【新規】</b> ①子どもの居場所の提供	家庭生活の支援が必要な子どもを発見するとともに、子どもたちが安心して生活し、生活習慣、学習習慣、社会のルールを身につける家でも学校でもない子どもの居場所を提供します。	子育て支援課
<b>【新規】</b> ②支援が必要な家庭の気づきの体制づくり	南丹市子どもの貧困対策推進計画に基づき、支援が必要な家庭を発見し、支援する仕組みを作ります。子ども・保護者・家庭への一体的となった支援を行います。	子育て支援課

## 基本目標5 安心して暮らせるまちづくりの推進

### (1) 子どもの遊び場の確保

#### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇公共施設は、有料無料、管理者の有無にかかわらず、子どもの遊べる場として開放してもらいたい（※ヒアリング調査より）
- ◇子どもを思いっきり遊ばせる場所が必要（※その他意見聴取より）
- ◇公共施設に予約が入っていない時は、地元の子どもたちに自由に開放してほしい（※その他意見聴取より）

#### ■現状と課題

時代や社会状況が変化し、子どもたちの遊び場が限られてきている中で、学校施設の開放や既存施設の活用、公園などの管理を行いながら、子どもたちが安全に遊べる環境を確保していくことが重要です。

また、子どもと子育て家庭の利用や地域性に留意した遊び場の確保の取り組みが求められます。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①公園の整備	誰もが利用しやすい、身近な公園緑地の整備について、都市計画決定を行ったすべての都市公園の整備は完了しています。 子どもたちの日常生活上の遊び場として、公園の出入口や園路のバリアフリー化に努め、設置遊具の安全性を維持するため、引き続き適切な定期点検を実施し、維持管理を行います。	都市計画課
②学校施設、社会教育施設の活用	生涯学習の場、スポーツ活動の場としての活用とともに子どもの居場所としての活用を進めます。	社会教育課
③保育施設の活用	園庭開放により未就園児との交流を図り、子育て相談事業等を計画的に実施します。	子育て支援課

## (2) 交通安全対策の充実

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇ハ木町の市街地では道路か駐車場で遊んでいる（※ヒアリング調査より）
- ◇束縛しないで、地域の者がやさしい眼差しで見守る（※その他意見聴取より）

### ■現状と課題

子どもが通学や遊びの際に安全に行き帰りができるように、危険箇所を点検するほか、地域の見守りを強化していく必要があります。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①交通安全教育の推進	南丹警察署と連携し、保育所・幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。 また、学校においては自主防犯ボランティアである「見守り隊」による地域・保護者と連携した登下校時の見守りを実施します。	学校教育課 子育て支援課
②地域の見守りの強化	子どもの交通事故を未然に防ぐことを目的に、交通指導員の協力による登校指導を毎月1日と15日に継続して実施します。 また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、子どもの安全対策を進めます。	危機管理対策室
③危険箇所の点検	PTAや地域などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。 内容に応じて、庁内で課題や要望を共有します。	学校教育課
④安全な道路環境づくりの推進	市道木崎小桜線（内林町交差点から本町交差点）で延長560m区間の歩道拡幅を行います。 ※平成30年度着手、令和4年度完成予定	道路河川課

### (3) 子どもの安全対策の充実

#### 【関連する市民の主な意見等】



◇他の機関等との連携・情報共有が必要（※ヒアリング調査より）

#### ■現状と課題

子どもたちの安全を支える取り組みとして、防犯用具の配布や防犯教育の徹底などを推進し、地域ぐるみで安全な環境をつくっていくことが重要となっています。

#### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①犯罪のおこりにくい環境の整備	南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促します。 また、安全帽や防犯ブザー・防犯鈴を配布します。 保育所・幼稚園は保護者の送迎を基本とし、小・中学校登下校時は地域や関係機関等と協力しながら見守りを実施します。	学校教育課 子育て支援課
②地域ぐるみの防犯体制づくり	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。 また、「こども 110 番の家」の設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めるとともに、地域住民や子どもに「こども 110 番の家」の周知を図ります。	学校教育課
③情報伝達体制の確立	地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めます。「子ども安心メール」の配信や学校・関係機関への情報提供を行います。	学校教育課 子育て支援課
④防犯・安全教育の推進と安全管理	防犯教室の開催や警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めます。 保育所や幼稚園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。 また、学校安全計画・防災計画の策定と、それに基づいた取り組みを実施します。	学校教育課 子育て支援課

## (4) 子育てにやさしい住環境・生活環境の整備

### 【関連する市民の主な意見等】



- ◇南丹市の子育て環境や支援への満足度は、就学前・小学生の保護者とともに、前回調査と比較して満足度が高い評価の割合が増加（※ニーズ調査より）
- ◇働く場所が必要（あれば人も集まり子どもも増える）（※その他意見聴取より）

### ■現状と課題

子育て世帯が定住しやすい環境づくりは、住環境をはじめ、教育・保育の環境、就業支援や雇用の創出なども含め総合的な視点が必要です。

「定住促進～住み続けたいまち・住んでみたいまち～」を基本理念とした、平成29年度に策定した『定住促進アクションプラン』にあげられた、地域別の定住促進施策（重点施策）をはじめとする各種施策や計画などと連携し、展開していくことが重要です。

### ■取り組み

施策名	施策・事業内容	担当課
①公共施設などのバリアフリー整備	公共施設に設置している育児支援設備（ベビーベッド、ベビーキープ等）の日常点検、定期点検を行います。設備の状態や設置後の年数を踏まえながら、育児支援設備の更新も検討します。	子育て支援課
②雇用の創出と若い世代への就職支援	子育て家庭等の生活基盤の安定と定住を促進するため、京都府や民間企業と連携しながら積極的に企業誘致に努め、新たな環境や産業の雇用の創出を図ります。 また、ハローワークやジョブパークと連携し、子育て家庭への就職のマッチングに重点を置くとともに、就職のしやすい環境づくりを進めます。	商工課
③賑わいと安心の生活環境づくり	子育て家庭の消費意欲が高まり安心して買い物ができる安心安全で賑わいのある商店街づくりを進めます。 また、定期的な商業イベント等の開催により子育て家庭同志が出会い、つながることのできる場を創出します。	商工課
④若者定住施策の充実	南丹市定住促進アクションプランに基づき、子育て世帯などの定住促進に取り組みます。 Uターンする子育て世帯への支援、多子世帯や三世代同居・近居を始める世帯への支援など、子育て世代など若い世代にターゲットを絞り込んだ施策を推進します。 また、空き家・空き店舗を活用し、お試し住宅・シェアオフィスといった複合的な機能を持つ定住促進拠点施設を整備する地域団体の支援などにより、若い世代が地域とつながりながら定住するための基盤を整備します。	地域振興課

施策名	施策・事業内容	担当課
⑤定住促進に向けた 情報の発信	<p>若者や子育て世帯の定住促進に向けて、市ホームページの移住・定住支援サイト「なんくら」や広報紙などを活用し、住まいに関する情報や起業につながる情報などを発信します。</p> <p>また、地域の紹介や情報を発信する、集落の教科書などの地域情報発信ツールづくりを推奨します。</p> <p>常に新たな情報が発信できるよう、情報などの管理体制を整えます。</p>	地域振興課

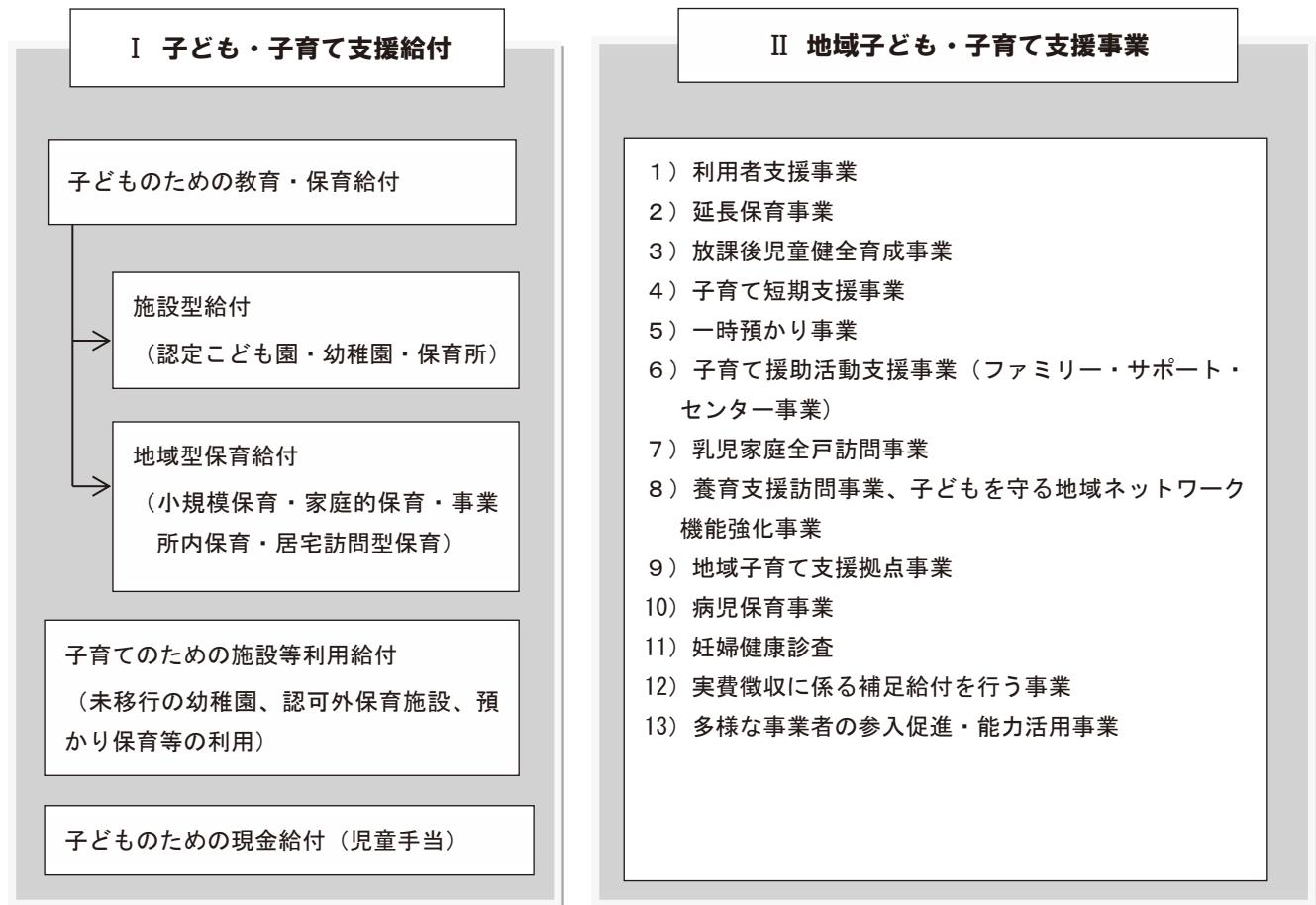
# 第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

## 1 子ども・子育て支援制度の概要

### (1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。



## (2) 対象となる施設・事業

### ①子どものための教育・保育給付（施設型給付）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を行います。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	短時間保育：制限なし 長時間保育：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料無償となります。

### ②子どものための教育・保育給付（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、待機児童の多い0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）が、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員のお子さんだけでなく、地域の保育を必要とするお子さんも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

### ③子育てのための施設等利用給付

幼稚園(未移行)、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外（無認可）保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の視点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

### ④地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「病児保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。（※詳細はP10・11参照）

### (3) 保育の必要性の認定

#### ①認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

#### ②保育を必要とする事由

保育所などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

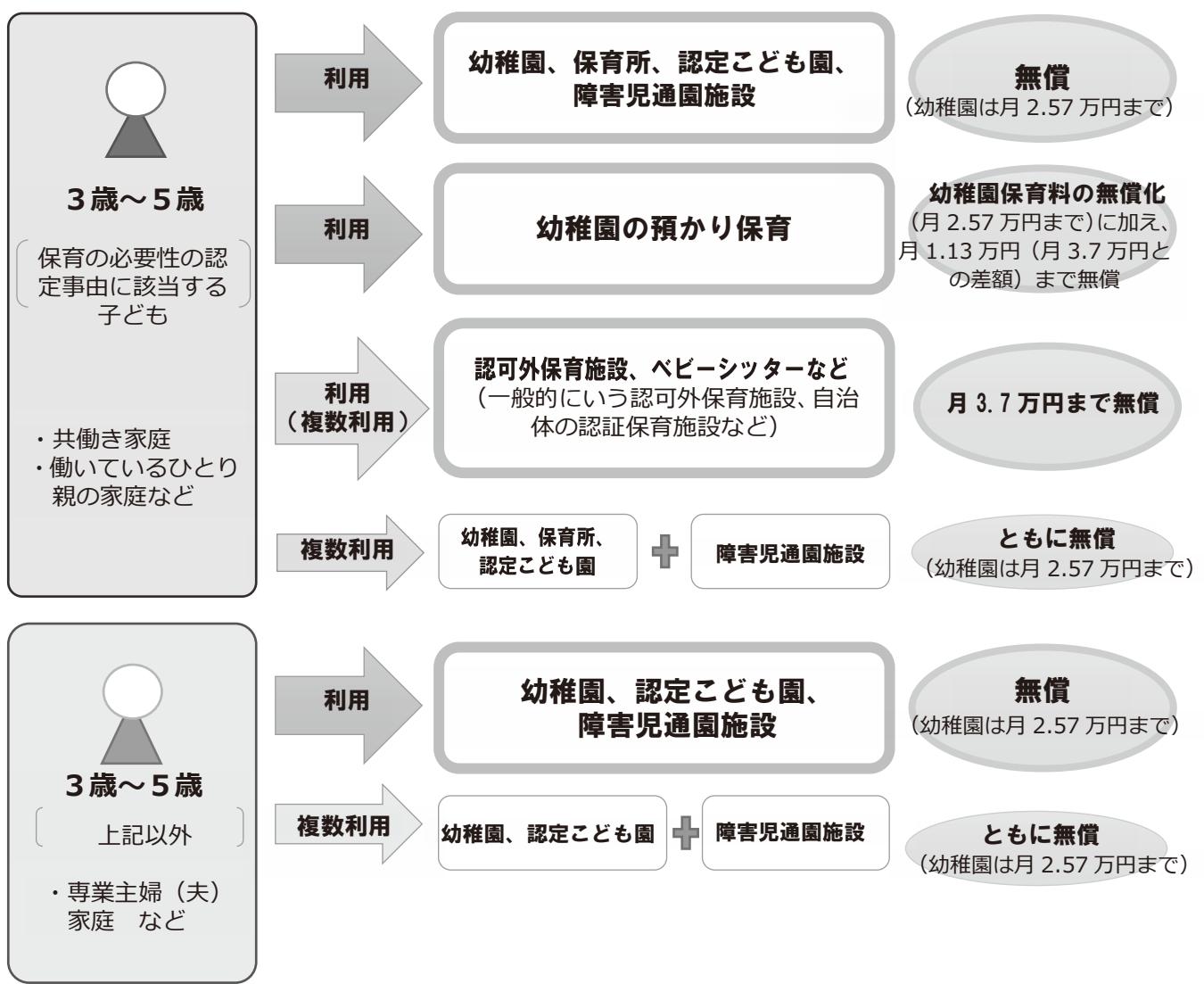
- ・就労（月48時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・疾病、障がい
- ・同居又は長期入院などをしている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

#### ③保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

## ※幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

**住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月 4.2 万円まで無償。**

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る（ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける）。

## 2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

本市では教育・保育提供区域について、次のように設定します。

第1期計画においては、市内全域を1区域として設定しつつ、市の広域性を考慮し、地域課題については、必要に応じて、利用状況をとらえながら見込み量及び供給量等を検討していくこととしていました。この間、定住促進が進み、特に園部中学校管内においては、子育て世代の定住が進んでおり、希望する小学校、中学校区の保育所に入所できない状況が発生しています。市内における教育・保育の提供とニーズの不一致が発生しており、子どもの就学時との連携が深い小学校区ないしは中学校区内の需要と供給が合わない状況となっています。

子どもの小・中学校との円滑な連携を確保することは重要であり、実態に即して提供区域を4つの中学校区単位で再編し、きめ細やかに教育・保育の提供を行っていきます。

なお、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な 11 事業）の提供区域については、第1期計画と同様の考え方から、市内全域を1区域として設定します。

## 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みの考え方

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、教育・保育提供区域ごとに将来の子ども人口を推計し、区域ごとの教育・保育の認定の平成 27 年度からの実績に基づく認定率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しています。

1号認定の認定率は、令和元年度を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増減の見込みを幼稚園ニーズの変化と捉え、増加率・減少率として加味し、設定しています。

2・3号認定の認定率は、令和元年度を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増減の見込み等から、増加率・減少率を加味し、設定しています。

※なお、2号認定のうちの教育希望の数は、ニーズ調査における「48 時間以上就労している」母親のうち、今後幼稚園の利用を希望する割合より算出

※量の見込みは国の方針に基づき、各年度4月1日時点としているため、4月1日時点で利用申し込みがあっても、入所年齢に満たない場合（0歳児入所希望で4月1日時点の年齢が6カ月末満の場合など）は量の見込みには含まない

## (2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期

教育・保育提供区域ごとの「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備等を計画的に実施していきます。

### ①園部地域

#### 【提供体制・確保方策の考え方】

幼稚園では、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、十分に提供できる体制を確保できています。

保育所では、令和2年度の1歳～2歳において、今後の量の見込みが利用定員数を上回っています。市内他地域の保育所での受け入れなどにより、提供体制を確保します。令和3年度に私立保育所が開所予定となっており、令和3年度以降については、保育所の全年齢において、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、提供体制を確保できています。

年度途中での育児休業明けの利用が増えていること等、低年齢児の利用ニーズが高まる傾向が続いていることについても、公立保育所と私立保育所により提供体制を確保します。

併せて、市内全体の教育・保育サービスの質の向上を図るため、市内教育・保育施設との連携を図ります。

#### 【1号認定（幼稚園及び認定こども園（2号認定の幼稚園の利用希望を含む））】

（単位：人）

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		144	137	136	134	134
内 訳	1号認定	116	110	110	108	107
	2号認定（幼稚園等希望）	28	27	26	26	27
②確保の内容		210	210	210	210	210
内 訳	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園等)	210	210	210	210	210
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①		66	73	74	76	76

#### 【2号認定（保育所及び認定こども園）】

（単位：人）

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		152	145	148	148	152
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)		207	279	264	249	234
②-①		55	134	116	101	82

### 【3号認定（0歳児）】

(单位:人)

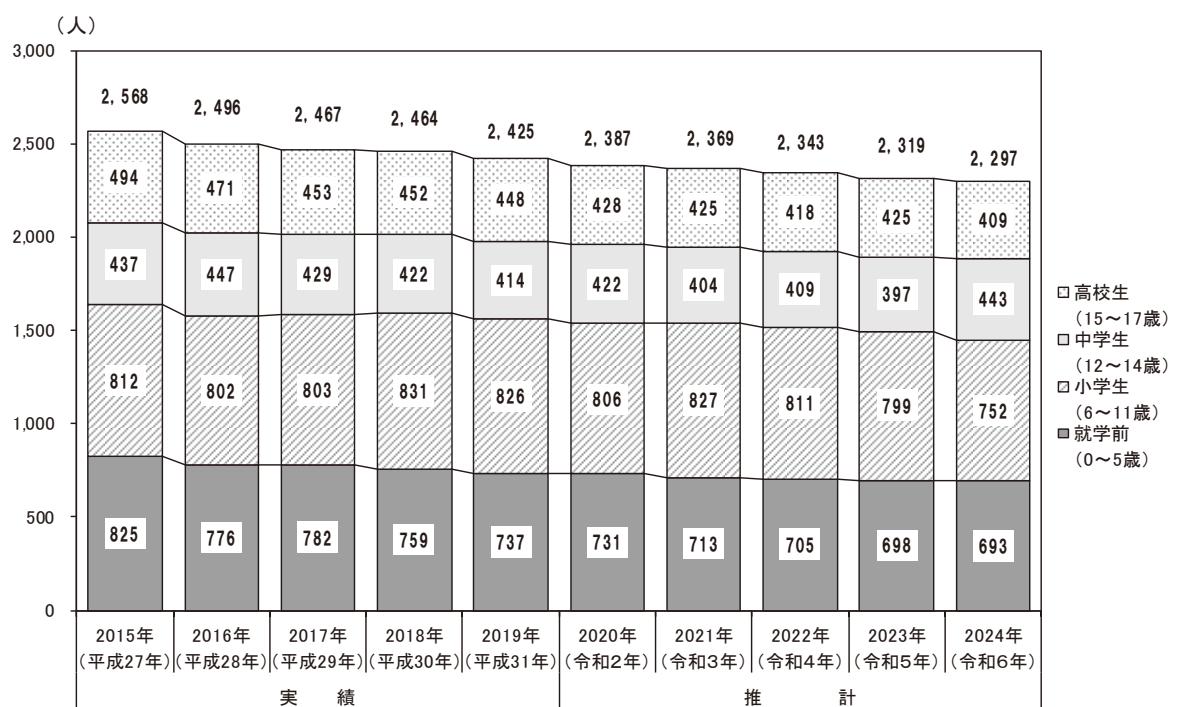
	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	6	7	9	11	14
②確保の内容	12	29	28	26	24
内 訳	特定教育・保育施設(保育所等)	12	29	28	26
	地域型保育	0	0	0	0
②-①		6	22	19	15
					10

## 【3号認定（1・2歳児）】

(单位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	95	99	98	97	98
②確保の内容	90	128	121	114	107
内訳	特定教育・保育施設(保育所等)	90	128	121	114
	地域型保育	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0
②-①	▲ 5	29	23	17	9

#### 【参考：将来の子ども人口】



## ②八木地域

### 【提供体制・確保方策の考え方】

幼稚園、保育所ともに、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、提供できる体制を確保できています。

年度途中での育児休業明けの利用が増えていること等、低年齢児の利用ニーズが高まる傾向が続いていることから、園部地域の私立保育所での受け入れなどにより、提供体制を確保します。

併せて、市内全体の教育・保育サービスの質の向上を図るため、市内教育・保育施設との連携を図ります。

### 【1号認定（幼稚園及び認定こども園（2号認定の幼稚園の利用希望を含む））】

（単位：人）

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		55	53	50	46	47
内 訳	1号認定	42	41	39	35	36
	2号認定（幼稚園等希望）	13	12	11	11	11
②確保の内容		170	170	170	170	170
内 訳	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園等)	170	170	170	170	170
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①		115	117	120	124	123

### 【2号認定（保育所及び認定こども園）】

（単位：人）

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		85	81	79	76	81
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)		147	147	147	147	147
②-①		62	66	68	71	66

### 【3号認定（0歳児）】

（単位：人）

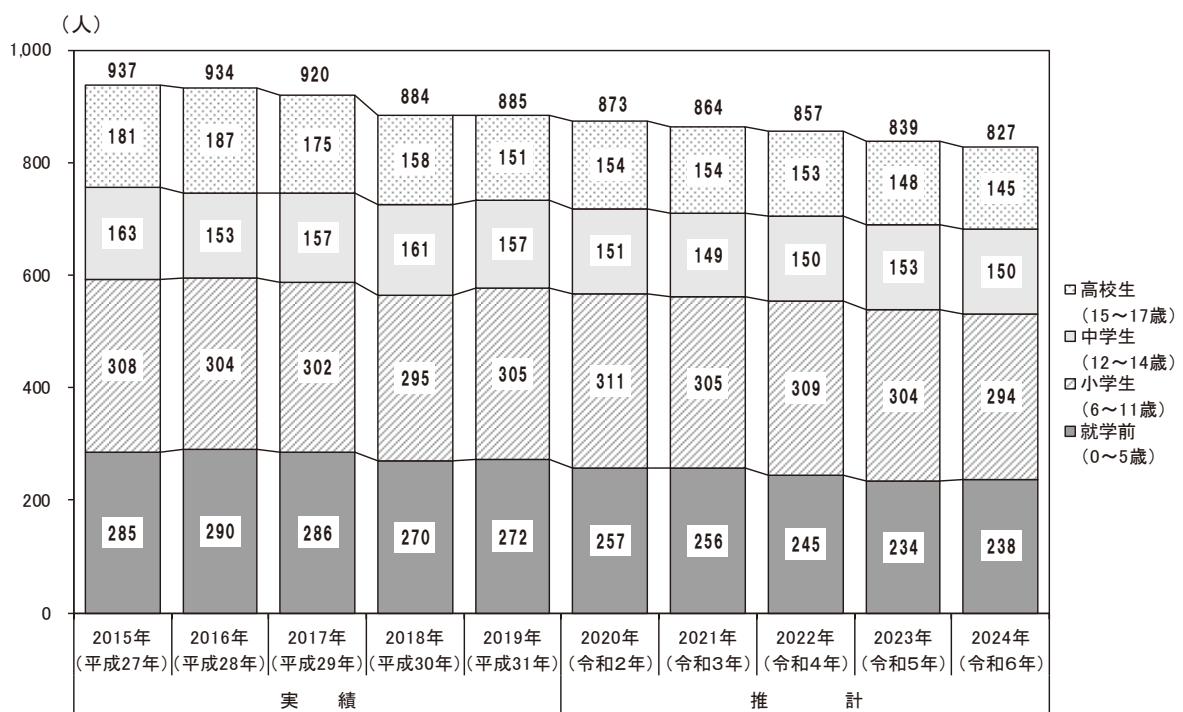
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		1	1	2	2	3
②確保の内容		9	9	9	9	9
内 訳	特定教育・保育施設(保育所等)	9	9	9	9	9
	地域型保育	0	0	0	0	0
②-①		8	8	7	7	6

### 【3号認定（1・2歳児）】

(単位:人)

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		49	54	52	51	51
②確保の内容		54	54	54	54	54
内訳	特定教育・保育施設(保育所等)	54	54	54	54	54
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
(2)-(1)		5	0	2	3	3

### 【参考：将来の子ども人口】



### ③日吉地域

#### 【提供体制・確保方策の考え方】

地域内に幼稚園がないため、今後は地域内の幼稚園の確保に向け、認定こども園への移行の検討などを含めて教育・保育の提供体制づくりを進めます。

保育所では、令和6年度の〇歳で今後の量の見込みが利用定員数を上回っており、年度途中での育児休業明けの利用が増えていること等、低年齢児の利用ニーズが高まる傾向が続いていることから、園部地域の私立保育所での受け入れなどにより、提供体制を確保します。

併せて、市内全体の教育・保育サービスの質の向上を図るため、市内教育・保育施設との連携を図ります。

#### 【1号認定（幼稚園及び認定こども園（2号認定の幼稚園の利用希望を含む））】

※地域に幼稚園がなく、認定の実績もほぼないため、量の見込み・確保方策は設定しない

#### 【2号認定（保育所及び認定こども園）】

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	76	79	76	74	72
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)	125	125	125	125	125
②-①	49	46	49	51	53

#### 【3号認定（〇歳児）】

(単位:人)

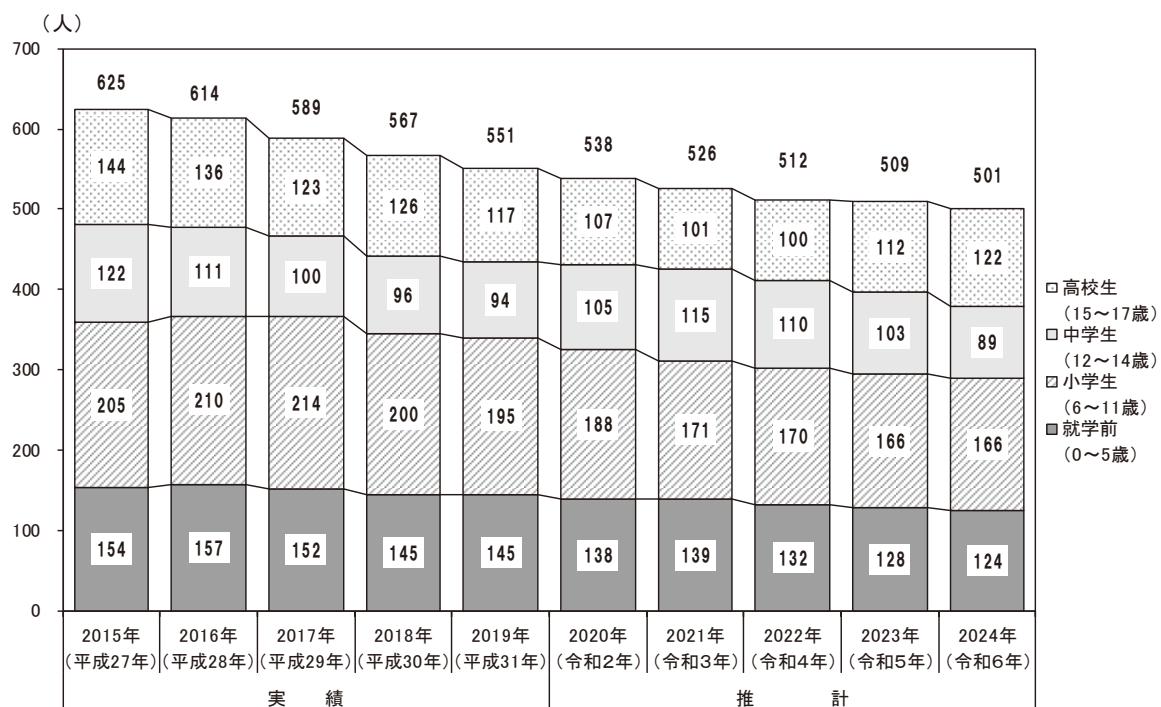
	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3	4	5	6	8
②確保の内容	6	6	6	6	6
内 訳	特定教育・保育施設(保育所等)	6	6	6	6
	地域型保育	0	0	0	0
②-①	3	2	1	0	▲ 2

### 【3号認定（1・2歳児）】

(単位:人)

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		36	35	34	32	30
②確保の内容		44	44	44	44	44
内 訳	特定教育・保育施設(保育所等)	44	44	44	44	44
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
(2)-(1)		8	9	10	12	14

### 【参考：将来の子ども人口】



#### ④美山地域

##### 【提供体制・確保方策の考え方】

地域内に幼稚園がないため、今後は地域内の幼稚園の確保に向け、認定こども園への移行の検討などを含めて教育・保育の提供体制づくりを進めます。

保育所では、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、十分に提供できる体制を確保できています。

併せて、市内全体の教育・保育サービスの質の向上を図るため、市内教育・保育施設との連携を図ります。

##### 【1号認定（幼稚園及び認定こども園（2号認定の幼稚園の利用希望を含む））】

※地域に幼稚園がなく、認定の実績もほぼないため、量の見込み・確保方策は設定しない

##### 【2号認定（保育所及び認定こども園）】

(単位:人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	49	48	45	46	41
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)	82	82	82	82	82
②-①	33	34	37	36	41

##### 【3号認定（0歳児）】

(単位:人)

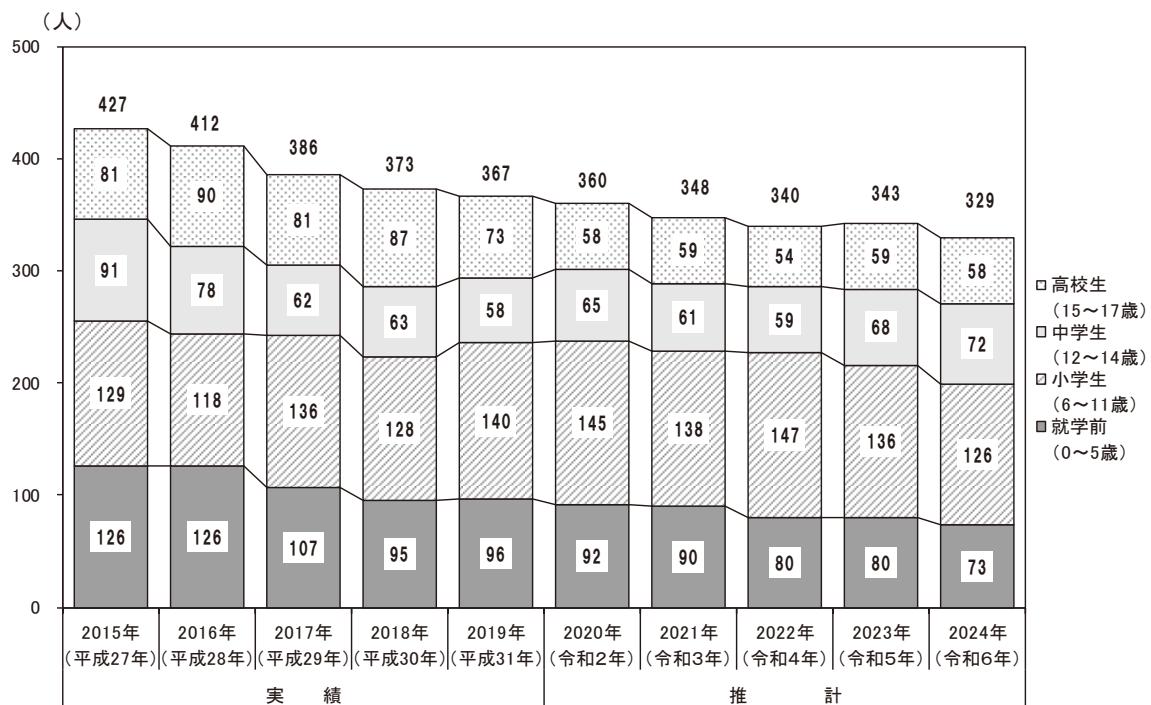
	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	6	6	6	6	6
内 訳	特定教育・保育施設(保育所等)	6	6	6	6
	地域型保育	0	0	0	0
②-①	6	6	6	6	6

### 【3号認定（1・2歳児）】

(単位:人)

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		22	22	16	16	16
②確保の内容		24	24	24	24	24
内 訳	特定教育・保育施設(保育所等)	24	24	24	24	24
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
(2)-①		2	2	8	8	8

### 【参考：将来の子ども人口】



## 【参考】市全体の量の見込みと確保方策

### 【1号認定（幼稚園及び認定こども園（2号認定の幼稚園の利用希望を含む））】

(単位:人)

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		199	190	186	180	181
内 訳	1号認定	158	151	149	143	143
	2号認定（幼稚園等希望）	41	39	37	37	38
②確保の内容		380	380	380	380	380
内 訳	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園等)	380	380	380	380	380
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①		181	190	194	200	199

### 【2号認定（保育所及び認定こども園）】

(単位:人)

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		362	353	348	344	346
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)		561	633	618	603	588
②-①		199	280	270	259	242

### 【3号認定（0歳児）】

(単位:人)

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		10	12	16	19	25
②確保の内容		33	50	49	47	45
内 訳	特定教育・保育施設(保育所等)	33	50	49	47	45
	地域型保育	0	0	0	0	0
②-①		23	38	33	28	20

### 【3号認定（1・2歳児）】

(単位:人)

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		202	210	200	196	195
②確保の内容		212	250	243	236	229
内 訳	特定教育・保育施設(保育所等)	212	250	243	236	229
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
②-①		10	40	43	40	34

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策」を設定します。

※「地域子ども・子育て支援事業」の各事業の概要はP10・11を参照

### (1) 利用者支援事業

#### 【量の見込みの考え方】

現在、事業を実施している3か所（子育てすこやかセンター、ぽこぽこくらぶ、保健医療課）で、今後5年間実施することを想定し、設定しています。

#### 【提供体制・確保方策の考え方】

「基本型」は地域子育て支援拠点事業を実施している「子育てすこやかセンター」と「ぽこぽこくらぶ」において、子育て中の親子を対象として相談対応等を行っています。

「母子保健型」は保健師等の専門職が妊産婦等を対象として妊娠・出産期の支援を行っています。

「基本型」と「母子保健型」の連携により「子育て世代包括支援センター」の仕組みが整備できています。今後も継続して「子育て世代包括支援センター」により妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を行います。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	基本型・特定型	か所	2	2	2	2	2
	母子保健型	か所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	か所	2	2	2	2	2
	母子保健型	か所	1	1	1	1	1

## (2) 延長保育事業

### 【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の2・3号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

### 【提供体制・確保方策の考え方】

今後も継続して、市内の保育所全施設で実施する体制とし、令和3年度開所予定の私立保育所でも実施に向けて協議を進めます。保護者の働き方や利用状況を踏まえ対応します。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		人	33	33	33	33	34
②確保方策	実人数	人	33	33	33	33	34
	施設数	か所	8	9	9	9	9
②-①		人	0	0	0	0	0

## (3) 放課後児童健全育成事業

### ①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（令和元年度）の学年別の利用率を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的利用ニーズの増加見込みからみる増加率を加味し、将来の小学生の児童数を乗じて量の見込みを算出しています。

#### 【提供体制・確保方策の考え方】

既に小学1年生から小学6年生まで全学年を対象に受け入れを実施している中で、申し込みに対しての受け入れ体制はできています。

既存施設の利活用により事業を実施していますが、今後は学校内での事業実施に向けて新たな施設整備を進めます。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	1年生	人	129	124	133	128	121
	2年生	人	111	112	109	117	113
	3年生	人	104	97	96	91	95
	4年生	人	80	86	80	79	75
	5年生	人	36	37	40	37	37
	6年生	人	20	21	22	23	21
②確保方策	登録児童数	人	480	477	480	475	462
	実施箇所数	か所	7	7	7	7	7
②-①		人	0	0	0	0	0

## ②放課後子供教室

### 【新・放課後子ども総合プランについて】

文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、平成30年（2018年）9月に、下記のとおり目標を設定し、新たな「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

#### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消をめざし、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備。（約122万人⇒約152万人）
- すべての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することをめざす。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することをめざす。

### 【事業概要】

放課後児童クラブは保護者の就労等により専門家庭にいない児童を対象とし、家庭に代わり生活の場を提供することを目的としています。

放課後子供教室は、地域総がかりで子どもを育む取り組みの一つとして、安心安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施しています。

### 【放課後児童クラブとの一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策】

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型又は連携型について、令和5年度末までに4か所を整備します。

### 【小学校の余裕教室等の利用に関する具体的な方策】

小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の利用については、必要に応じて協議するものとします。

#### ■放課後子供教室の整備

項目	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)
小学校区数	4	7
開設教室数	6	10
一体型教室*	1	4

\* 一体型教室とは、放課後児童クラブと放課後子供教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるもの

## (4) 子育て短期支援事業

### 【量の見込みの考え方】

過去の利用実績がないことから、第1期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みを踏襲し、今後5年間、28人／年の利用を想定し設定しています。

### 【提供体制・確保方策の考え方】

施設の受け入れ対応が困難な状況があり、利用実績がない状況が続いているが、一定の量の見込みは考えられます。現在は1か所の施設に委託し事業を実施していますが、利用希望に対応できるよう委託施設を増やすことも検討します。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	人日		28	28	28	28	28
②確保方策	延べ人数	人日		28	28	28	28
②-①		人日	0	0	0	0	0

## (5) 地域子育て支援拠点事業

### 【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

### 【提供体制・確保方策の考え方】

今後も2か所での実施体制としますが、各地区への出張で市内全域をカバーします。

また、小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、小・中学生と子育て家庭の両者が生活の中で自然に交わり、お互いを知る機会を設けます。利用が広がるように、PR活動を行い、参加を促進するとともに、相談支援や活動内容など質の向上を図り、子どもと子育て家庭に寄り添い支援する活動を促進します。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	直営	人回	7,480	7,357	7,136	7,001	6,927
	委託	人回	3,463	3,406	3,304	3,241	3,207
確保方策	箇所数	か所	2	2	2	2	2

## (6) 一時預かり事業

### ①一時預かり事業（幼稚園在園児）

#### 【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の1号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

#### 【提供体制・確保方策の考え方】

これまでの利用状況を踏まえつつ、就労や緊急時などに育児支援者がいない家庭の増加に留意し、実施体制の確保が必要です。幼稚園ではすべての幼稚園で事業の実施ができています。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	公立	人日	1,774	1,695	1,673	1,605	1,605
	私立	人日	4,119	3,937	3,885	3,728	3,728
②確保方策	利用者数(延べ人数)	人日	5,893	5,632	5,558	5,333	5,333
	施設数	か所	3	3	3	3	3
②-①		人日	0	0	0	0	0

### ②一時預かり事業（幼稚園以外）

#### 【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

#### 【提供体制・確保方策の考え方】

ファミリー・サポート・センターも含め、これまでの利用状況を踏まえつつ、就労や緊急時などに育児支援者がいない家庭の増加に留意し、実施体制の確保が必要です。保育所ではすべての保育所での実施に向けて協議を進めます。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	一時保育	人日	656	645	625	614	607
	ファミリー・サポート・センター	人日	165	162	157	155	153
②確保方策	一時保育(延べ人数)	人日	656	645	625	614	607
	ファミリー・サポート・センター(延べ人数)	人日	165	162	157	155	153
②-①	一時保育	人日	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	人日	0	0	0	0	0

## (7) 病児保育事業

### 【量の見込みの考え方】

本市における当該事業は未実施であり、過去の利用実績がないことから、第1期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みにおける利用率（令和元年度の見込み）と、将来の対象人口を乗じて量の見込みを算出しています。

### 【提供体制・確保方策の考え方】

今まで実施がないために実際の利用人数が未定であり、ニーズ調査に基づく量の見込みでみると多く算出される傾向がみられますか、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えているため一定のニーズは考えられます。

京都中部総合医療センターでの開設、私立保育所での事業実施等について協議を進め、令和3年度からの病児対応型・病後児対応型での実施をめざします。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		人日	807	798	786	770	746
②確保方策	利用者数(延べ人数)	人日	0	798	786	770	746
	実施箇所数	か所	0	1	1	1	1
②-①		人日	▲ 807	0	0	0	0

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【量の見込みの考え方】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち、小学生の放課後の預かりとしての利用は、過去の利用実績がほぼみられないため、第1期子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、今後5年間は放課後の預かりはないと想定し設定しています。

### 【提供体制・確保方策の考え方】

ほとんど実績がなくニーズはほぼありませんが、小学生の放課後の過ごし方として、サービスの周知を図り、利用を促進します。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み		人日	0	0	0	0	0
確保方策	実施箇所数	か所	1	1	1	1	1

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【量の見込みの考え方】

将来の〇歳児のいる家庭すべてに対して、実施することを見込んでいます。

### 【提供体制・確保方策の考え方】

保健師が中心に訪問計画を立て、訪問実施後の結果により、必要に応じて、庁内で連携・調整をし、事後の相談や訪問等、適切な支援につなぎます。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
〇歳人口推計	人	183	179	174	172	166	
①量の見込み	人	183	179	174	172	166	
②確保方策	実人数	人	183	179	174	172	166
訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## (10) 妊婦健康診査

### 【量の見込みの考え方】

将来の〇歳児の保護者に対し、各 14 回実施することを想定し、設定しています。

### 【提供体制・確保方策の考え方】

医療機関とも連携し、適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進を図り、妊娠期の母子の健康を支援します。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
〇歳人口推計	人	183	179	174	172	166	
量の見込み	利用者数	人	183	179	174	172	166
	1人当たり健診回数	回	14	14	14	14	14
確保方策	健診回数(延べ回数)	回	2,562	2,506	2,436	2,408	2,324

## (11) 養育支援訪問事業等

### 【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成 30 年度）の利用率を基準値とし、将来の〇～5 歳人口を乗じて量の見込みを算出しています。

### 【提供体制・確保方策の考え方】

今後も関係課と連携し、養育支援が必要な家庭の把握に努め、訪問事業を行います。

		単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	育児・家事支援	人	1	1	1	1	1
	専門的相談支援	人	45	44	43	42	42
②確保方策	実人数	人	46	45	44	43	43
②-①		人	0	0	0	0	0

#### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年度から事業を開始しています。今後も対象世帯に対し、事業を実施します。

#### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

今後、新規事業者の参入が見込まれれば、対応を検討します。

### 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

#### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

就学前児童の教育・保育の場として、公立の教育・保育施設のあり方については、今後の子ど�数の推計人数、地区ごとの教育・保育機能の確保などを踏まえながら、認定こども園への移行についても検討します。

#### (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼児期の教育・保育の量的・質的充実を図るために、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施します。

#### (3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や参入意向の把握など連携を図ります。

#### (4) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校等との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取り組みの推進については、これまで双方向での交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に共通理解を図る等、関係機関に対する適切な指導を行います。また、今後も双方向での、幼稚園及び保育所等と小学校との連携を図ります。

### 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育などの無償化は償還払いが基本となっています。利用料をいったん施設などに支払い、市へ給付の申請を行うことで、支払った額の全部または一部が還付されます。

子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、新制度未移行の幼稚園の施設利用費は、事業者による法定代理受領<sup>\*</sup>が認められており、認定保護者の経済的負担の軽減から、事業者との協議により法定代理受領を行います。

\* 事業者による法定代理受領とは、保護者に代わって、子ども・子育て施設の事業者が請求、受領を行う制度。保護者は施設給付費の範囲を超える分について、施設に支払いを行う

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係課と連携して横断的な施策の推進を図るとともに、毎年度南丹市子ども・子育て会議へ進捗の状況を報告するとともに同会議における検証を踏まえ、着実な推進を図ります。

また、市内の幼稚園、保育所など子ども・子育て支援に携わる事業者、学校、企業、NPO法人、市民が、連携・協働して子育て支援に取り組めるよう計画内容の広報・啓発に努めます。

さらに、府内の中の関係課との連携に加え、京都府及び関係機関との連携を強化し、様々な課題の解決に向けて取り組みます。

### 2 進捗状況の管理

本計画の進捗管理においては、基本目標に紐づく個別の施策・事業の進捗状況（アウトプット）に加え、こうした施策・事業の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要です。

個別の施策・事業については、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方に基づき、関係課の協力を得て定期的に点検を行うとともに、子ども・子育て会議による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。

また、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられるといった場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

さらに計画最終年度においては、基本目標ごとに設定した目標指標の達成状況を評価し、本計画の成果の総合的な検証を行います。

## 資料編

### 1 南丹市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日

条例第19号

改正 平成30年12月25日条例第34号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、南丹市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項に係る調査審議

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、第3条第2項の規定により最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成30年12月25日条例第34号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 南丹市子ども・子育て会議 委員名簿

【平成30年度】

順不同・敬称略

No	氏名	団体名等	備考
1	藤松素子	佛教大学 社会福祉学部	会長
2	坂瀬一哉	南丹市小学校校長会	副会長
3	今西統子	南丹市PTA連絡協議会	
4	前田舞子	南丹市立園部幼稚園PTA	
5	坂矢美里	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園保護者会	
6	石田真由美	小学生以下の子をもつ保護者	
7	森祥子		
8	秋田裕子	NPO法人グローアップ	
9	松山純子	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園 職員連絡協議会(公立幼稚園)	
10	前原一子	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園 職員連絡協議会(公立保育所)	
11	江川由美子	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園	
12	桂ひさ子	みやま子育てパートナーズ 「よつといで」	
13	関とし	すくすくやぎっこ	
14	高屋和志	船井医師会	
15	山内明	南丹市社会福祉協議会	
16	村上不二子	南丹市民生児童委員協議会	
17	山本明	京都府南丹保健所福祉室	
18	松本明美	子育て経験者	
19	広田ゆかり		

## 【令和元年度】

順不同・敬称略

No	氏名	団体名等	備考
1	藤松素子	佛教大学 社会福祉学部	会長
2	坂瀬一哉	南丹市小学校校長会	副会長
3	青木由利加	南丹市PTA連絡協議会	
4	河村さおり	南丹市立園部幼稚園PTA	
5	山岸有美	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園保護者会	
6	山口桂子	小学生以下の子をもつ保護者	
7	北崎瑞帆		
8	大内麻紀		
9	原華奈		
10	秋田裕子	NPO法人グローアップ	
11	久保佳苗	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園 職員連絡協議会（公立幼稚園）	
12	弓削志津加	南丹市立保育所・幼稚園・幼児学園 職員連絡協議会（公立保育所）	
13	江川由美子	学校法人聖カタリナ学園 聖家族幼稚園	
14	桂ひさ子	みやま子育てパートナーズ 「よつといで」	
15	関とし	すくすくやぎっこ	
16	高屋和志	船井医師会	
17	榎原克幸	南丹市社会福祉協議会	
18	村上不二子	南丹市民生児童委員協議会	
19	山本明	京都府南丹保健所福祉室	

### 3 計画の策定経過

日 程	内 容
<b>平成 30 年度</b>	
【平成 30 年】 7月 31 日	第1回 南丹市子ども・子育て会議（計画策定に向けたニーズ調査概要説明）
11月 12 日	第2回 南丹市子ども・子育て会議（ニーズ調査の設問等について検討）
12月 11 日～ 12月 28 日	就学前児童アンケート調査 ※市内の就学前児童（0～5歳）の保護者対象
12月 14 日～ 12月 28 日	小学生アンケート調査 ※市内の就学児童（小学1～4年生）の保護者対象
【平成 31 年】 3月 8 日	第3回 南丹市子ども・子育て会議（ニーズ調査結果について報告）
<b>令和元年度</b>	
4月 15 日	子どもの支援に関わる関係機関・団体のヒアリング調査 ※子どもの支援に関わる関係機関・団体対象
【令和元年】 7月 5 日	第1回 南丹市子ども・子育て会議（計画骨子（案）について検討）
8月 26 日	ワークショップ ※子どもの支援に関わる関係機関・団体、子育て中の保護者、子育てに関心のある方対象
9月 12 日～ 9月 25 日	座談会 ※子育て中の保護者対象（計5回）
11月 8 日	第2回 南丹市子ども・子育て会議（計画素案について検討）
【令和2年】 1月 10 日	第3回 南丹市子ども・子育て会議（第2回の会議における委員意見を踏まえた計画素案について検討）
1月 27 日～ 2月 20 日	パブリックコメント ※1人から6件の意見
3月 9 日	第4回 南丹市子ども・子育て会議（計画原案について検討）



## 第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画

【令和2年3月】

発 行：南丹市

編 集：南丹市福祉保健部子育て支援課

住 所：〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

T E L : 0771-68-0017 FAX : 0771-68-1166

---





